

平成25年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

平成25年3月6日（水曜日）

議事日程第3号

平成25年3月6日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（27人）

1番 藤田君雄	2番 佐藤文子	3番 後藤健
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 茂木隆	8番 小山緑郎	9番 小松栄治
10番 富岡喜芳	11番 佐藤清吉	12番 石塚柏
14番 大野忠夫	15番 渡邊秀俊	16番 高橋敏英
17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄	19番 大山利吉
20番	21番 高橋幸晴	22番 本間輝男
23番 橋本五郎	24番	25番 橋村誠
26番 佐藤孝次	27番 武田隆	28番 千葉健
29番 竹原弘治	30番 鎌田正	

欠席議員（1人）

13番 金谷道男

遅刻議員（0人）

早退議員（3人）

11番 佐藤清吉	25番 橋村誠	28番 千葉健
----------	---------	---------

説明のため出席した者

市長 栗林次美 副市長 久米正雄

副市長	老松博行	教育長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	元吉峯夫
企画部長	小松辰巳	市民部長	山谷勝志
健康福祉部長	佐々木 昭	農林商工部長	高橋豊幸
建設部長	田口隆志	上下水道部長	小松春一
病院事務長	伊藤和保	教育指導部長	小笠原 晃
生涯学習部長	佐藤裕康	総務課長	伊藤義之

議会事務局職員出席者

局長	佐々木 誠治	次長	長 竹内 徳幸
主幹	堀江孝明	主席主査	田口美和子
主査	佐藤和人		

午前10時00分 開 議

○議長（鎌田 正） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は13番金谷道男君であります。

○議長（鎌田 正） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（鎌田 正） 日程第1、本会議第2日目に引き続き、一般質問を行います。

最初に10番富岡喜芳君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、10番。

【10番 富岡喜芳議員 登壇】

○議長（鎌田 正） 1番の項目について質問を許します。

○10番（富岡喜芳） おはようございます。大地の会の富岡です。地元中仙の一人といたしまして、質問をさせていただきます。

猛威を振るい世間を騒がせたノロウイルス感染症も沈下状態に向かっておる中で、火に油を注ぐ形での質問となりますが、よろしくお願い申し上げます。

ふってわいたような、誠に残念な、決してあってはならない、決して起こしてはならない事件、中仙学校給食センターの給食が原因によるノロウイルス集団食中毒が去る2月上旬、中仙地域において発生してしまいました。小・中6校全児童生徒695人、全教員99人の合計794人の、実に約3割に当たる児童生徒199人、教職員38人の計237人にノロウイルスの病状が出てしまいました。

ただ、この時点では、保護者、家庭、地域の方々に対しての調査がなされていないので、その実態は把握できておりませんが、いずれにいたしましても計り知れない多くの方々感染していたことと推測されます。

県生活衛生課によりますと、中仙中の生徒、教職員70人が2月1日午後から2日の朝にかけて、下痢・おう吐の病状を訴えた、調査の結果、全員に共通する食べ物は中仙給食センターにより調理提供された給食と判断したとしてあります。その後2月4日、大仙保健所から中仙学校給食センター職員12検体中5検体から、児童生徒及び教職員28検体中21検体からノロウイルスが検出されたと経過を報告されております。

そこで質問であります、質問第1といたしまして、中仙中学校で2月1日から2日の朝にかけておう吐の病状が出たと説明がありましたが、もうこの時点でノロウイルスが各学校内、中仙学校給食センター内、あるいは中仙全地域内で蔓延状態にあったのではないのでしょうか。ノロウイルス胃腸炎の感染は、食べ物により非常に早く感染するということは十分認識しておりますが、どうしてこんなに感染が拡大する前に、もっと早期に早い時期に誰かが何らかの兆候、異変を察知できなかったのかをお伺いいたします。

質問の2、中仙学校給食センターの給食が原因であると断定したと大きな活字で報道されました。その後、中仙保育所の給食食材サンプル検査では異常は見られなかったとあります。給食センター職員12検体中5検体からノロウイルスが検出されております。センター職員が感染源とは特定できないと報じられております。一般論からすると、限りなく、限りなく職員が感染源に近いと疑われますが、給食職員、現場の給食センターに対しまして、どのような調査、検査を行ったかをお伺いしたいと思います。

また、センター内ではおう吐等の異常はなかったのかもあわせてお願いしたいと思います。

中仙学校給食センター職員は、24年3月、大仙市との契約時には職員10名、うちパート4名となっておりますが、ノロウイルスの検査を受けた職員は12名です。中仙学校給食センターでは、正職員・臨時職員・パート職それぞれの人数構成はどうなって

いるのか、また、調理員が給食運搬業務を兼ねるのかお伺いたします。

質問の3、市長は2月10日、中仙ドンパルでの住民説明会の挨拶で、本当に申し訳ない、原因を洗い出して再発防止策を講じ、市民の信頼を回復するために自分自身を含めて関係者を処分すると述べられております。また当日、保護者からの回答として、担当職員が感染源については専門機関に依頼していると答えております。専門機関とはどこで、結果はどうであったのかお伺いたします。

運悪くノロウイルスに感染され、大きな苦痛を強いられた数多くの児童生徒たちのためにも、大仙市、組織としてしっかりと責任を果たすために、感染源を、原因を最後まで究明、解明すべきであります。

質問の4、二次感染に対する危機感と対応の悪さが指摘されておりますが、2月8日時点での二次感染者は19名と報道されております。その後の二次感染の罹患者は何人になっておられるのか、中仙地域住民を対象に2月15日から2月19日に行った無料のノロウイルス検査——検便検査でございますけれども、これの申請者の数は何名あって、その結果どうであったかもあわせてお伺いをしたいと思います。

質問の5、社団法人大仙市学校給食協会の今回の重大事件に対しての責任の取り方には、全く理解できません。だれも何人も到底承服できるものではないと思います。

委託契約の業務内容、第2条の3項、洗浄、消毒業務、4項、清掃、後始末業務があります。いわゆる衛生面の委託契約であります。ある保護者から、「給食センターの給食運搬をしている人は、運搬時、マスクも手袋もしていない。大仙市ではどうなっているのか。」との厳しい質問も出ました。大仙市学校給食協会は、委託契約したことに責任を全うしておるでしょうか。マニュアルに沿った指導はあると思われませんが、中仙学校給食センターの現場に足を運んで大仙市学校給食センター協会として実技指導は年内に何回あったのか、また、指導者は誰で、どんな資格を持っておるのかお伺いをしたいと思います。

質問の6といたしまして、責任と謝罪の意味での医療費や見舞金等の補償費、教育委員会では既に学校を通じて保護者の方々に補填費算定基礎調査票を配付したとありますが、保護者の立場になりますと自分の子供が毎日通学している学校、常に接している恩師に対して、面子から出しづらい、出せない方もいると思います。その辺の対応、どう配慮を行ったかもお伺いしたいと思います。

また、提出された調査票は、罹患者数の何%に相当するのか、また、補償費の総額は

幾らぐらいになっておるのかも、あわせてお伺いしたいと思います。

いずれ質問は今のところここで、壇上からの質問を終わりたいと思います。

○議長（鎌田 正） 1 番の項目に対する答弁を求めます。小笠原教育指導部長。

○教育指導部長（小笠原晃） 富岡喜芳議員の質問にお答え申し上げます。

質問の中仙地域の食中毒についてであります。はじめに、早期発見ができなかったということにつきましてお答え申し上げます。

給食センターに勤める職員の健康把握は、学校給食法第9条に定められております「学校給食衛生管理基準」を遵守し、学校給食従事者の健康管理の項目にあります赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157、カンピロバクターの4種類について、月2回の検便検査を実施しておりました。また、職員は毎日出勤後、本人及び家族の健康状態等をチェック項目に従い、申告しております。例えば下痢をしていないか、腹痛はないか、熱はないか、咳はないかなどの9項目であります。

ノロウイルス検査につきましては、職員本人の自覚症状がある場合及び家族などに体調の悪い方がいる場合は、職員は電話等で事前に給食センターに連絡し、給食センターに入らずに検査容器を受け取り、ノロウイルス検査を受け、検査結果が判明するまで業務に従事しません。もし検査結果が陽性の場合は出勤停止扱いとし、検査の結果が陰性になるまで出勤停止となります。

今回の食中毒事案発生前の中仙学校給食センター職員の健康状態は、自覚症状もなく、家族に体調の悪い方もいない状況であり、検査等の必要は認められませんでした。

また、食材等の搬入の検査では、量、表面温度、メーカー、賞味・消費期限、産地確認などを行っておりますが、納入業者において安全性が確認された食材が納入されているという認識であります。

給食に係る食器やセンター内及びコンテナや配送車等の消毒は毎日行っており、通常どおりの衛生管理に努めておりました。

2月1日金曜日の午後、中仙中学校の生徒におう吐等の最初の症状が見られ、その後、手当てをした学校職員にもおう吐や下痢の症状が現われた段階の1日の深夜に校長から教育委員会に感染症の疑いということで報告がありました。2月2日の早朝、中仙中学校で感染症の疑いがあるので登校を控えるように、また、具合の悪い人は医療機関を受診するように電子メール等で連絡されております。その後、学校医に相談の上、2月4日月曜日の休校措置を決めたことから、報告を受けた教育委員会で大仙保健所にその旨

を届け、大仙保健所の聞き取り調査が行われた経緯であります。

同日、中仙地域の児童生徒に同じような症状が現われている情報が教育委員会に寄せられました。その情報等により、2日夕方、大仙保健所が中仙学校給食センターにも聞き取り調査を行ったということであり、食中毒の疑いが持たれました。状況を把握する中で医療機関受診者が多いことも報告されました。

集団食中毒という大仙保健所の判断は2月4日月曜日の午後でありました。その間、児童生徒、教職員の状況把握及び医療機関受診の勧めはある程度できましたが、集団感染の状況を踏まえ、家族等への感染防止の注意喚起をもっと早期にすべきであったとの反省を持っております。

次に、どのような調査、検査を行ったかについてですが、申しあげましたように大仙保健所から2月2日、職員への聞き取り調査が行われております。内容は、1月・2月の献立表、作業動線図、作業工程表、食材一覧、職員健康チェック表、クラス別の人数表等についてであり、資料の提出も求められました。2月3日には中仙学校給食センター全職員12名のノロウイルスの検便検査が行われ、結果として5名からノロウイルスが検出されました。

この検査を受けた職員の人数構成ですが、給食協会職員10名で、そのうち正職員が6名、パート職員が4名であります。2名は県職員である学校栄養士と市事務職員であり、合計12名であります。

その後、2月7日には大仙保健所で中仙学校給食センターの調理員の班長、学校栄養士の聞き取り調査が行われております。聞き取りの主な内容は、1月31日以前にセンター内、調理場内での作業中や配送中において何か変わったことがなかったかということであり、特に変わったことがなかったことを伝えております。

2月14日には、大仙保健所による中仙学校給食センターの立ち会い検査が行われましたが、職員の服装や着替え、配送車への積み込みなどについて実際に確認するとともに、指導・講話がありました。また、設備のメンテナンスや給排水の確認、厨房内の設備や食器等の洗浄確認が行われました。食器や食缶等のルミテスター検査も行われましたが、いずれも問題なしということでありました。

業務停止時の指示事項3点である全館消毒、ノロウイルスを検便検査の追加項目とすること、ウイルス保有者の調理業務禁止についても実施されているということから、業務停止命令が2月17日に解かれることが確認されました。

また、児童生徒の発症のピークが2月1日から2日で、ノロウイルスの潜伏期間が24時間から48時間であり、1月31日の献立が疑わしい旨を伝えられております。

給食協会の職員の業務としましては、調理業務と運搬業務を兼ねて行われております。当然ながらその前後の手洗い等の衛生管理は行っております。

次に、専門機関についてですが、学校給食衛生管理基準において食中毒の集団発生の際の措置の5項目にも示されておりますように、食中毒の発生原因については保健所等に協力し、速やかに明らかとなるように努めるとあり、集団感染が疑われた時点でそのことを報告しております大仙保健所に感染源の特定等をお願いしております。

しかし、これまでの大仙保健所の聞き取り調査や検査からは、6小・中学校に共通する食物は学校給食しかない状況であり、給食センターの職員や児童生徒及び教職員の検便から同じノロウイルスが検出されたことなどから、食中毒の原因物質はノロウイルス、原因食物は学校給食、原因施設は中仙学校給食センターであるという判断であるが、感染源の特定はできないということであります。

なお、大仙保健所からは中仙学校給食センターの当時の保存食1週間分からノロウイルスは検出されなかったと報告されております。

これらのことから、中仙学校給食センターはもちろんのこと、市内の全給食センターでは、大仙保健所の指示・指導、立ち会い検査等や衛生管理講習会の内容等を踏まえ、職員の衛生管理に関する意識の向上、衛生管理体制の見直し等により、食中毒予防の強化を図っております。

なお、今後の対応の一つとして、衛生管理体制等における万全を期した私どもの取り組みに対して外部評価を行っていただくという考えで、保健所による定期的な評価・確認を予定しております。

施設の構造や洗浄設備、食品取扱設備、機械器具、給水及び汚物処理、管理運営、食品取扱者の健康状況などについて、基準点を設けた上で点数化して評価してくださるということです。市内の給食センターを定期的に評価していただき、第三者の視点ももって衛生管理に対して常に配慮してまいりたいと考えております。

次に、二次感染者及びノロウイルス検査申請者についてですが、二次感染者につきましても大仙保健所により医学的な立場で検証されている状況であります。2月4日時点では、大仙保健所に確認の上、237名の発症を報告しておりますが、その後、保健所で詳細な調査を行っており、教育委員会として新たな罹患者として学校から聞き取った

人数の19名を加え、さらに発症時に遡った判断をされているということから、全体の罹患者は290名程になるのではないかという大仙保健所からの情報提供ですが、確定はまだできないということでもあります。

なお、保健所では2月4日までに症状の現われた方は食中毒であり、それ以後に症状の現われた方は二次感染者と分類されるということでありました。

2月22日までに受け付けました中仙地域におけるノロウイルスの検査申請者は21名であり、検査結果は全て陰性でありました。

次に、学校給食協会の衛生上の指導についてですが、調理・配送業務に従事する協会職員は、県学校給食共同調理場職員研修、県学校給食調理員研修、県学校給食協議大会、食品の安全を考えるセミナーなどの研修や民間の研修会にも参加しながら衛生に関する知識・技能を得て現場で活かしております。

毎日の業務及び洗浄・消毒業務につきましては、始業前と昼食休憩後に全職員によるミーティングを行って安全に配慮した業務の遂行を確認しております。

また、夏休みや冬休みの長期休業中には、センター内の全館消毒や食器・器具等の消毒、機械類のメンテナンスを行うとともに、衛生管理等について学校栄養士からの講話や講習会参加者からの報告研修が行われております。

業務の遂行にあたっては、管理衛生士及び栄養教諭一種免許を有している学校栄養士及び給食協会の調理師免許を有する班長・副班長が職員の指導監督にあたって業務を進めております。

実際の洗浄につきましては、食材、包丁、まな板、食器・食缶、バット等は80℃以上の温度のお湯を使う洗浄機で洗浄し、その後、保管庫で設定温度85℃の熱風消毒をします。大腸菌O-157は75℃1分間の加熱で死滅しますが、ノロウイルスは85℃で1分以上の加熱が必要であると指導されております。器具等の殺菌も保管庫に入れて行っておりますが、保管庫内の温度は100℃以上にできます。

職員の給食運搬時のマスク・手袋の着用につきましては、一般的にはインフルエンザ等の流行期には着用が望ましいとされておりますが、今後は感染症が発生しやすい時期にはマスク・手袋の着用を義務化して、その指導を徹底してまいります。

なお、給食協会の今回の事案に対する責任の取り方についてであります。協会の事務局長が減給100分の15、1カ月、班長・副班長が嚴重注意の処分を2月25日付けで受けております。また、3月1日付けで職員の一部配置転換が行われました。

この後、協会から本事案についてのお詫びと今後の協会のあり方等について、市議会に説明させていただきたい旨の申し出がありましたことを申し添えます。

市及び教育委員会としましては、本事案を十分に検証し、業務委託の改善点等を受託者である協会とも十分協議し、二度とこのような事案を発生させないよう、また、食育の一環として安全・安心でおいしい給食を提供できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、補償についてであります。補償に係る調査票を2月25日期限で回収としておりましたが、まだ提出されていない方がおり、2月28日現在で調査票の全体数794件中632件で、回収率79.6%であります。そのうち医療費について申請された方は、児童生徒及び教職員278名、二次感染者85名の合計363名であります。

この補償につきましては、2月10日の住民説明会や2月14日の中仙地区PTA連合会臨時協議会において、6校のPTA会長及び校長にご説明申し上げ、ご協力をお願いしております。また、その後の各学校のPTAにおいても校長からこの事案の経緯等の説明と補償についても説明していただいております。

今後も調査票未提出の方に提出のお願いをしております。

金額につきましては、弁当持参分などは見込めますが、医療費を支払った方や支払わなかった方、お見舞金、付添料、休業補償等につきましては様々なケースがあるために、現在調査中であり、まだ見込み額を算定できない状況でありますので、今少しお時間をいただきたくお願いいたします。

今後も説明責任を果たしながら補償に関して市民の皆様の理解が得られるよう最大限努力し、対応してまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田 正） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、10番。

○10番（富岡喜芳） 6番の質問の中で、補償費算定基礎調査票のことですけれども、先程私が保護者の立場になると自分の子供たちが毎日通っている学校に、やはり、また恩師、先生もおるので出しづらいというか、出せない方もいるというふうに質問をいたしまして、その対応とか配慮をどのように行ったかということに対しての答弁いただいておりますので、それひとつまずお願いしたいと思っております。

それから、今では学校給食事業は世間一般で当然で当たり前のこととなっております。このたびの大仙保健所からの14日間の業務停止処分を受けて、この期間の児童生徒に対しての弁当持参、親として、保護者として当然の義務ではありますが、突然の出来事でおかずの選択、弁当の準備等に大変苦勞、難儀したとの声も聞かれております。逆に、イオン中仙の食材売り場は大繁盛というか大盛況だそうでございます。

また、新聞に中仙地区でノロウイルスによる集団食中毒発生の記事が記載された日には、まちの中は感染恐怖を恐れ、ゴーストタウン化し、不気味な雰囲気、世界となり、人の行き来、車の往来もほとんどなかったそうであります。

3月1日発行のだいせん日和では、市と教育委員会として今後の対応策として学校給食センターが市内の給食提供施設の衛生管理を見直し、安全対策をより一層強化するためのきめ細かなマニフェストとお詫びの気持ちが活字となって配布されております。現時点でも大仙市学校給食協会では、今後の安全対策等について何も示しておりません。このたびの最高の責任は市長であります。市長に次ぐ責任は市と給食委託契約を締結している大仙市学校給食協会の会長にあると私は思っております。本定例会の中で教育福祉委員会へ大仙市学校給食協会の会長からの申し出があるようでございますが、まずは委員会、議会より先に、少し遅くはなりましたけれども中仙地域で実際に感染、罹患し、激痛・苦痛、不安を体感した児童生徒に対してお詫びをするのがトップとしての道筋ではないでしょうか。このたびのノロウイルス食中毒集団感染が完全に収束を迎えたときには、市長、教育長、給食協会、給食センター等々の連名で、中仙地域で一連の騒動に対して改めて陳謝と終息宣言の報告文書を配布してはいかがでしょうかと思っておりますが、対応をお伺いしたいと思っております。

この2つについて答弁をお願いしたいと思っております。

- 議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。まず最初に、小笠原教育指導部長。
- 教育指導部長（小笠原晃） 再質問にお答え申し上げます。

調査票の提出に躊躇される保護者もいられるんじゃないかという点でありますけれども、教育委員会として保護者にお詫び状を差し上げ、それから先程申し上げましたようにPTA会長さん方を通じて、是非提出をというお願いをしております。

また、校長先生がPTAでもご説明を申し上げますけれども、さらに今後は教育委員会から個別の電話等で提出等をお願いしてまいるつもりでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、今後の対応としましては、先程申し上げましたように、補償費等の総額等につきましてはもう少し時間をお願いいたしましたので、基礎調査票の結果等がまとまり次第、報告しなければいけないと思っております。その際には、ただいま議員のご指摘、ご提案の点を十分踏まえて対応させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（鎌田 正） 栗林市長から何かございませんでしょうか。

○市長（栗林次美） このたびの事案に対しては、現場のやっぱり責任ももちろんあるわけですが、この全体の仕組みを作ってやってきた市としての責任が最大だろうと私は思っております。今ご説明申し上げましたとおり、現場でもやるべきことはやってきたというふうに私も理解しております。それでもやっぱりウイルスにこえてこられたということに対して、我々どういうふうに対応していくかということがこれからの課題でありますとともに、それをしっかりしていかないと市民の皆さんの信頼を得ることはできないというふうに思っております。そういう意味で、後日、給食協会の方でも議会の方にお詫びと説明にまいるということでもありますので、その状況の中でひとつご判断をお願いしたいなというふうに思っております。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありましたら。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、10番。

○10番（富岡喜芳） 私はこのたびの中仙地域ノロウイルス集団発生の経緯と結果の情報につきまして、市当局発表より新聞報道でいち早く多くのことを知ることができました。議会に対してやっぱり情報説明が遅かったと思っている人は、私一人ではないと思います。幸いにして重症患者が発生しなかったことが何よりの救いであつたし、感染の拡大を防ぐために中仙中、豊成中、中仙小、清水小の4校を2月4日の月曜日を臨時休校とした判断は素早い対応でありました。また、地域の住民説明会の開催、医療費等の補償、減給も含めた一連の処分、二百数十名いたノロウイルス感染者の快復、収束は見えたと思います。感染症も天災と同じく防ぎようもない場合があると思います。食中毒予防体制の強化に期待を申しまして、質問を終わります。

○議長（鎌田 正） これにて、10番富岡喜芳君の質問を終わります。

【10番 富岡喜芳議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 次に、27番武田隆君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鎌田 正) はい、27番。

【27番 武田隆議員 登壇】

○議長(鎌田 正) はじめに、1番の項目について質問を許します。

○27番(武田 隆) 大地の会の武田でございます。よろしくお願い申し上げます。

今冬の積雪は四八豪雪に匹敵する、まさに大豪雪の様相を呈しております。雪解け後に徐々に現われてくるとされる雪害の状況が非常に危惧されるところでありますが、まずはこのような豪雪にもかかわらず今シーズンの除雪対策に対しまして、市民の方々から大きな苦情が少なかったということは、現場の最前線に立ってご苦労・ご難儀されている各職員の方々のおかげであり、心から感謝と慰労を申し上げる次第であります。

今後とも職員一人一人が常に問題意識を持ち、交通障害がなくなると同時に経費も削減でき、市民の方々からも喜ばれる除雪方策を追求されていくことを期待したいと思います。

こうした雪対策は、冬期間の快適な暮らしを維持していく上で誠に重要なことですが、ひいては人々が住んでみたいと思うまちづくりのイメージを構築していくものと確信しております。

そこで、こうしたふるさとのイメージについて、2月2日の秋田魁新報に「読者の皆様へ」というタイトルで、非常に興味深く、同社の小笠原直樹社長の記事として掲載されておりました。これは、かつて秋田魁新報社の主筆、社長などを務めた安藤和風氏の歌集を引用しながら、現小笠原社長が秋田県という我がふるさとへの思いを語るものであります。

安藤氏の歌集「裸」には、「秋田」と題した10首からなる作品があって、その中から秋田県や県民をイメージさせる特徴的な歌が紹介されております。「秋田は金が出る国 油湧く国 他国の人に儲けられる国」に始まっています。私の住む土川でも金が産出され、地域が大変に賑わったという歴史がありますし、実際として伝わってくる言葉であります。そして「秋田は山の国 木の国 植えた木を官に取られし国」、これも私個人としましても、また、私の地域の方々にとっても、うんちくのある表現であると受け止めております。さらに「秋田は田の国 米の国 米のほかに農業を知らぬ国」と歌っております。これまでの農業政策に立脚して何とかならないかという強い思い、ふるさとへの慈しみをにじませながら秋田県の現実を見事に見抜いております。極め付き

は「秋田は酒旨き国 女美しき国 人らしき人の出ぬ国」とあります。さすがに現小笠原社長もこの表現には異論があり、現実には秋田県人は多方面で多彩に活躍している人が多く、「人らしき人」がいないのではなく、「ふるさと」で持てる力を発揮する場がないだけであると言い切っています。そして、小笠原社長は「秋田は人育つ国 学力高き国 人らしき人を生かせぬ国」としています。まさに至言であり、腹の中にストーンと落ちてくる見事な表現だと思います。

我が大仙市の歴史を振り返ってみましても、多くの先達が地域の発展を願い、将来を見据えて腐心をしながら地域の土壌を作り、様々な種を播いてこられました。市町村合併後の今日、そうした芽は各地で芽吹き始めております。中でも大切なのは、この地を心から「ふるさと」と思い、ふるさとのために頑張ってみたいという人間、人が育とうとする芽であります。この芽に対し、行政としてどのように対応していくのか、どうやって健やかに育て活かしていくのか、誠に重要な問題であり、歴史的課題でもあります。

かつて小泉政権の下で「米百俵の精神」が語られました。これも安藤氏や小笠原社長の思いと重なるものがあります。事ほど左様に人間を育てるということは、いつの世にあっても最も根幹となるべきものであると思います。

前段が長くなりましたが、栗林市長は先に述べました安藤氏の考え方と現秋田魁新報社の小笠原社長の認識を、どのようにお受け止めになられるのかお伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 1 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 武田隆議員の質問にお答え申し上げます。

質問の秋田県、いわゆるふるさとへのイメージについてであります。秋田魁新報社の記事につきましては、私も秋田県の首長の一人として大変関心を持って拝見させていただきました。

記事の中に登場する安藤和風氏は、大正から昭和にかけて秋田魁新報社の主筆や社主として活躍され、秋田からは若い年以外は出ることはありませんでしたが、全国から高い評価を受けた超一流のジャーナリストであります。特に昭和10年頃には、軍部の横暴に対し、筆硯を新たに退くことを知らなかったという気骨の人であり、我が国新聞界の先覚功労者を讃えた記念碑「自由の群像」にも名を刻む日本を代表する「新聞人」の一人と言われております。また当時、困難とされていた地方紙の新聞経営においても、

卓抜なる手腕を発揮されるとともに、歌人、俳人、郷土史家、美術鑑賞家として広く活躍された方であり、まさに不世出の人という印象を持っております。

今般の記事は、同氏が遺した歌集「裸」とその歌に対する同社の小笠原社長の考え方などについて、現状や課題などを盛り込みながら綴られている記事であり、内容からはお二人のふるさとに対する郷土愛、ふるさと再生に向けた熱い気持ちが感じられ、ふるさと秋田の将来を、よりよいものにしたいという共通の思いが伝わってまいりました。

議員ご指摘の人間を育てることにつきましては、地域を担う人材育成、いわば「人づくり」という概念で捉えますと、よりよいまちづくりを進め、地域を発展させていく上で、まさに根幹をなすものであり、大変重要な要素であると思っております。

私もこうした考えのもと、これまで子育て・教育分野をはじめとした「健やかに人を育む」取り組みに力を入れるとともに、「市民と行政との協働のまちづくり」に基づいた様々な取り組みを通じて、市民の皆様が主役となって活躍できる「人が活きる」仕組みづくりを進めてきており、まさに「人らしき人」を育み、「人らしき人の才を活かせる場」の創出に努めてきたつもりであります。

しかしながら、「人らしき人」を育むこと、「人らしき人の才を活かせる場」を創出することは、行政だけではなし得るものではなく、家庭や学校、職場を含む地域社会、そして人と人とのつながりなどが密接かつ重層的に影響し合いながら実現させていくものであると思っております。

市といたしましては、こうした取り組みが、より一層前に進み、心から「ふるさと」を思い、「ふるさと」のために頑張りたいという方が一人でも多く、このふるさと秋田で活躍できるよう、今後も意を配してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、27番。

○27番（武田 隆） 先のお二方の秋田県に対する認識と想いは、当大仙市にも当てはまるものと思われませんが、今述べられました市長の見解と日頃の市職員の育成と活用という点での整合性についての捉え方はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） お答え申し上げます。

市職員は大仙市にとっては、やはり一番大事な人材というふうに私どもは受け止めております。そういう中で人材の育成、これが市としては市政を展開していく上で極めて重要である、それは一般社会とも共通のものだと思って、そういう形の中で人材育成に努めている次第であります。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、27番。

○27番（武田 隆） 職員の人材育成という点でございますけれども、主幹、主任、そういう研修は行われているというふうに認識しておりますけれども、何となく大仙市の職員は井の中の蛙ではないかというふうな感じを持っております。というのは、できるだけ学校の教育みたいな感じじゃなくて、先生とか講師とかを招いてやる研修じゃなくて、できるだけ先進地に若い人、若い職員を送り出して、その先進地の勉強をしていくということに対しても、これから目を向けていっていただきたいというふうに思います。先進地を勉強してくるということで、我が大仙市を外から見られることもできるであろうし、また新たな大仙市の姿を構築する一つの材料にもなるかというふうに思いますので、そここのところをもう一度考えていただきたいというふうに思います。

例えば常任委員会で先進地の研修視察やっているわけでございますけれども、部長は帯同をされておるわけですが、その部長のほかに若い職員を、例えば1名なり2名なり帯同させて勉強させるということも一つの手段ではないかというふうに思われますので、そこら辺のことについて市長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 議員のご提言もごもっともだと思っております。ただ、私ども職員の様々な外を見る、勉強してくると、こういう関係につきましては、制度としても今の交流、あるいは派遣を含めまして10名以上の職員が他の機関であったり、あるいは民間に近いところ、公共に近い民間という場所もありますけれども、そういうところに1年、あるいは2年ということで、勉強も含めて出しております。こういうことも大事にしていかなきゃならないし、あとは大仙市全体として私はその異動という中でも、やはり例えば西仙地域で採用された人が一生西仙地域にいるということではなくて、大仙市としてやっぱりある期間は他の地域で仕事をしていくと、こういうことも非常に大事だと思っておりますので、それらを含めまして考えてきたつもりであります。

ご提言の委員会、議員の委員会等の視察も大変重要なことでもありますので、若手職員、そういう人がもしも勉強のためということであれば、これは考えていかなきゃならないのではないかと考えております。とにかく中にこもるのではなくて、やっぱり外の世界、外の人と接するというのも大変大事なことでもありますので、そういうことに意を配してまいりたいと思います。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

○27番（武田 隆） 次に、農業政策について質問させていただきます。

平成の大合併により大仙市となって8年が経過いたしました。その間、大仙市として農業振興計画を策定し、様々な農業政策を打ち出してきておりますが、農業従事者の大勢の方々が、これからの営農に不安を抱いていることは市政評価の結果を見ても明らかであります。

このことは、私が思いますに、国・県の農業政策に重きを置き、国・県の政策をそのまま踏襲してきたことにより、大仙市の独自性ある農業方針を打ち出せなかったこと、大仙市農業のあり様、将来像を描ききれないこと等が要因ではないかと思われまます。

今後、大仙市農業を魅力ある産業に育て、大仙市農業を再生するためには、農業従事者の方々、地域の方々、そして農業団体の方々と今まで以上に話し合い、議論を重ね、大仙市農業の行く末を探っていくことが重要であると考えております。このことを踏まえまして、大仙市農業の取り組みへの現状について質問させていただきます。

まずは、儲かる農業、所得アップが必須であり、このことがなければ農業を継続する方々が減少し、担い手となる若い人たちも現われてこないと思います。このことについての取り組み、方策を、どのように考えておられるのか、また、個人営農者、集落営農を実施している方々、農業法人、それぞれの経営内容、経営状態を把握しておられるのか、把握しているとすればどのような内容になっているのかお伺いいたします。

次に、集落営農実施地域及び農業法人を設立したけれども組織の解体・解散をしたところがあるのか、あるとするならばその要因は何であったのかお伺いします。

3項目は、大仙市の農業販売額の80%は米であります。大仙市農業を支える米について、どのような需要拡大策、付加価値をつけた販売対策に取り組んでいるのか、また今後、どのような対策を打ち出していくのかお伺いいたします。

4項目は、2014年4月に8%、2015年10月に10%、消費税が増税となりますが、増税となる前に農業法人を数多く設立させていく必要があると思われまますが、

この件に関する取り組みをどのように行っていくのかお伺いいたします。

5項目は、個人営農、集落営農、農業法人、それぞれの経営体別に営農・経営をフォローしていく必要があると思われませんが、この件についての取り組み方策をお伺いいたします。

最後に、JA秋田おぼことして平成25年度から5カ年の農業振興計画を策定されたようでありませけれども、この策定段階において行政として参画されたのかどうかお伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の農業政策についてお答え申し上げます。

はじめに、儲かる農業への取り組み方策についてであります。大仙市は農産物販売額の約8割を米に依存している稲作主体型の農業地帯であります。このような生産構造、環境や担い手の現状などを踏まえ、平成23年度を初年度とする農業振興計画では、大仙市の農業振興計画では、個々の農業者が元気になれるよう施策の体系を整えた上で個別の取り組みを計画的に推進しております。

稲作を経営の中心に据えて取り組む農業法人や大規模個人経営農家については、積極的な規模拡大により収益の向上が図られるよう、人・農地プランの中心経営体に位置付けて農地の集積を積極的に支援しております。

また、稲作に加え野菜や花卉などに取り組む若手農業者も増えていることから、初期投資の軽減が図れるよう認定就農者や農業元気賞受賞者に対しては、機械導入や施設設備において通常の補助率に上乗せ助成を行い、早期に自立できるような支援体制を整えております。

経営体別の経営内容の把握につきましては、個人営農のうち認定農業者については5年に一度の認定審査において経営内容を確認しておりますが、農産物価格の低迷などにより農業所得が思うように伸びず、目標が達成できない認定農業者もおります。

集落営農組織は農業収入の減収補填を柱とする「品目横断的経営安定対策」への加入要件を満たすために、平成18年度から多くの集落で組織されておりますが、農業用機械の共同利用などによりコストの低減が図られていることから、個人営農より所得の確保が容易になっております。

農業法人は一般の法人同様に税理士による経営指導が行われており、市では経営の詳

細まで把握する立場にはありませんが、農業者戸別所得補償制度による交付金などに依存した経営が行われている法人も多いと伺っておりますので、法人の立ち上げにあたっては投資と収益のバランスが取れるよう関係機関とともに指導してまいりたいと考えております。

次に、集落営農・農業法人の解体・解散とその要因につきましては、集落営農組織はこれまでに75集落で組織されており、そのうち8組織は法人化されておりますが、残念ながら11組織は既に解散しております。解散理由として、「戸別所得補償制度が始まったため、当初の設立目的を失った」、また、「収益の配分作業などの事務作業が大変で、特定の構成員に負担がかかりすぎた」、また、「米以外の作物に取り組まない組織は共同で作業をする機会が少なく、組織を維持する意義に乏しかった」、また、「法人化へ向けた組合員の意識が醸成できなかった」などが大きな理由となっております。

なお、農業法人の解散については、これまでのところございません。

次に、米の需要拡大策と販売対策につきましては、市内で生産される米の多くを扱うJA秋田おぼこでは、取扱量の約8割を独自ルートで販売して県外への販路拡大を図っております。また、米卸売会社を通じて香港やオーストラリアをはじめ十数カ国に出荷し、米消費量が減り続ける国内から海外へと販路の拡大に取り組んでおるほか、せんべい、焼酎、冷凍食品などへ使用する加工用米の取扱量を増やし、生産調整に対応した水田の有効利用に取り組まれておりますので、農家収入の拡大が図られております。

市内の児童生徒の学校給食においては、週5回のうち4回は米飯による給食を行っているほか、残り1回は麺とパンを隔週で提供しており、パンについては市内で生産された米を使った米粉パンを提供して消費拡大を図っております。

また、平成25年度からは減農薬・減化学肥料で栽培される特別栽培米や有機栽培米などの付加価値をつけた高品質米について、認証機関への申請手数料の一部を助成して支援に努めたいと思っております。

次に、消費税増税前の法人設立を早急に行うための取り組み策につきましては、高額な農業用機械や農業施設の導入時の負担を軽減できるよう、体制が整った集落営農組織などについて早期の法人設立を促してまいりたいと考えております。

しかしながら、法人の立ち上げにあたっては、消費増税のいかんにかかわらず将来の経営計画をしっかりと定めてから設立することが肝要ですので、市でも税理士費用の支援などを継続し、足腰の強い農業法人として設立できるよう支援してまいりたいと考え

ております。

次に、経営体別の営農・経営のフォロー策については、集落営農組織については集落営農・法人化支援センターが中心となって経営の指導にあたっておりますので、経理や法人の設立に至るまで幅広くフォローする体制が整っております。

農業法人につきましては、JAが主体となって協議会を組織し、経営指導などに取り組んでおりますが、法人の経理については、一般の法人と同様に個別に税理士に依頼して指導を受けているのが現状であります。

個々の農業者のうち認定農業者については、再認定の際に農業関係団体の担当による個別審査を行った上、問題点などについて整理し、経営のフォローにあたっております。

次に、JA秋田おぼこの農業振興計画への参画につきましては、計画書の作成にあたっては市は直接には参画しておりませんが、大仙市の農業振興計画の目標値や個々の取り組みと歩調を合わせた内容として作成されておりますので、今後もJAと協調して計画の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、27番。

○27番（武田 隆） 大仙市の農業にとって問題・課題が山積みされている今、行政と農業団体——特にJAですけれども——がしっかりと連携を図り、同じ方向を向いて問題・課題の解決、しいては大仙市農業の再生・発展を図っていくことが肝要であると考えます。

現状ではなかなか意思の疎通ができていないように感じられますが、市農林振興課とJA営農経済部と頻繁に大仙市の農業振興策を協議できるような場を設けることが必要であると考えます。

また、行政とJAが一緒になり、先に立って小集落単位に農家の方々と今後の地域農業をどのようにして守っていくのか、農業形態をどのようにするのかなどを相談・協議する機会を早急につくることも必要であると考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） JA秋田おぼこの関係であります。議員からそういうふうと言われると、かなり我々連携してやってくるつもりですが、不足している点があると

すれば、より連携を深めていかなきゃならないと思っております。現にこのJAとも人材の交流といいますか、我々の方からもJAの方に行っておりますし、JAからも職員を受け入れながら、そして全体の会合も幹部同士での会合も持たせていただいております。日常業務につきましては、支所も含めて様々な国の制度がいろいろありますので、ほとんどJAと一緒に地域に入って農家の皆さんを指導しているというふうに我々はとらえておりますけれども、不足があるとすれば、より強化という意味で考えていかなきゃならない点があると思います。連携については極めて重要だと思っておりますので、議員のいろんなお考えも含めて、いろいろ点検しながら強化すべきものはより強化していくという考え方でやっていきたいと思っております。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、27番。

○27番（武田 隆） 大仙市農業は生産、流通、販売、そしてそれぞれの視点から見直しを考えていかなければならないと思います。また、6次産業化についても挑戦していかなければなりません。そのためにも生産者、農業団体、研究機関、例えば農業研修所、大学、試験場、そして行政が一体となって前へ進むために、考え、話し合い、協議する機関、例えば大仙市農業戦略会議等を設置し、これからの大仙市農業を推し進めていくことが肝要であると思います。このことを提案したいと思いますが、市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 議員ご提案のそうしたことについても、いろいろ検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（鎌田 正） 申し上げます。ただいま一般質問の途中でございますが、この際、暫時休憩いたします。本会議は、午前11時20分より再開いたします。

午前11時08分 休 憩

.....
午前11時18分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番の項目について質問を許します。はい、27番。

○27番（武田 隆） 次に、ユメリアを広域防災拠点（大規模避難所）とする計画について、ご質問させていただきます。

ユメリアに再生可能エネルギー等を導入することは、光熱費の圧縮等につながることからしても、経営内容にプラスに作用していくことに間違いのないことと思われまますので、この点につきましては是非とも導入していただきたいと思っております。

ただし、ユメリアを広域防災拠点（大規模避難所）として特定する計画につきましては、先般の全員協議会でも意見を述べさせていただきましたが、西仙北地域の方々はユメリアはあまりにも遠すぎ、歩いての避難は無理であると考えております。先般の当局説明では、災害直後の地元の方々に対する避難場所というより、例えば秋田県が想定している本県沖でマグニチュード8.7の地震が起き、大津波によって海岸部が災害に見舞われた後、何日か過ぎた際の後方支援の避難場所であるとの考えだという説明がありましたが、この件も含め疑問に感じている点がありますので質問させていただきます。

まずは、大仙市全域の公共施設を全て机上に乗せ、それぞれの公共施設について検討した結果、防災拠点としてユメリアが最適であるとの判断のもとに選定したのであるのかどうかお伺いします。

次に、ご周知のとおり西仙北地域、特に刈和野地区は大仙市の中でも非常に地盤が弱い地域であり、地震の場合、大仙市の他地域より震度が高い地域でありますし、ユメリアが建っている付近では直下型の地震が多々発生しています。このことは秋田県が想定しているような大規模地震が発生した場合、ユメリア自体が倒壊する可能性が大きいと思われまます。これらのことも検討した上での選択であったのかどうかお伺いします。

最後に、ユメリア付近は豪雨の際、頻繁に土砂崩れが発生します。また、冬は平場より積雪が多い地帯であることはご周知のとおりであります。万が一これらの時期に大震災が発生した場合、支援には非常に難渋することが明らかであると思われまます。これらのことを踏まえまして、ユメリアを防災拠点とする件につきまして再考をしていただきたいと思ひますが、市長の考えをお伺いします。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問のユメリアを広域防災拠点とする件についてお答え申し上げます。

これまでの説明の中で説明不足の点、あるいは、やや誤解を受けているような点もあ

るというふうに認識しておりますので、この際、整理をした上でお答えをさせていただきます。

はじめに、広域防災拠点についてであります。一般的には災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、その管轄区域内に1ないし数箇所設置されるべきものとされております。

広域防災拠点の果たすべき機能として、災害時には災害対策本部、またはその補完機能を有すること、広域支援部隊等の活動要員の一時集結やベースキャンプ機能を有すること、災害医療活動を支援することや備蓄物資を効果的に供給すること、さらに救援物資の中継・分配をすることなどが挙げられております。

市では現在、大仙市地域防災計画の見直し作業を県の地域防災計画の見直しと一緒に進めているところであります。特に広域防災拠点の整備にかかわる計画につきましては、県では県北・中央・県南の各地域にそれぞれ拠点施設の設置を検討しており、大仙市においてはベース基地として大曲インターチェンジ近く高台に位置する大曲地域内小友地区の大曲球場を中心とした農業科学館や大曲西中学校を含む総合運動公園を、また、総合指揮本部機能としては、大曲市民会館、大曲交流センター、同駐車場エリア全面を候補地にしております。これに広域搬送拠点臨時医療チームの設置基地としては新仙北組合総合病院を、支援物資の集積、仕分け、輸送準備施設としては嶽ドーム周辺を含めた公園を、そして被災者受け入れのための大規模避難所として「ぬく森温泉ユメリア」を含む6つの市有第三セクター温泉施設や市内の旅館・ホテル等の施設を候補施設としております。

今後は、県や近隣市・町とさらに連携を深めながら、防災対策を講じていく必要があると考えております。こうしたことから、大仙市地域防災計画の見直しの中でも、ユメリアにつきましては広域防災拠点を構成する一施設と位置付けになるものであります。

次に、ユメリアの立地場所についてであります。現在の大仙市地域防災計画では、西仙北地域については強首地震モデルの被害想定において震度6強以上の地域としておりますが、ユメリアがある刈和野字山北ノ沢は急傾斜地崩壊危険箇所などの危険箇所には指定されてはおりません。また、平成14年に集中豪雨によってユメリア裏の法面が崩落し復旧工事を実施しておりますが、当時の工事は応急的なものではなく、地すべり対策前の現況を1.0とした場合、地すべりが人家などに重要な影響を与えるような箇所において目標とする安全率である「計画安全率1.2」により工事を施工し、地盤の

安定化を図っております。

また、平成15年の進入路の崩落につきましては、国の助言によって法面全体をコンクリート造りとし、水抜き排水管を整備し、さらにアンカーボルトによる強制的にコンクリートを押さえ込む構造としておりますので、強固な構造に修復しております。

また、地盤の強度を示す指標の一つとしてN値がありますが、N値が30以上の地盤は大型構造物の基盤として安全とされておりますが、ユメリアの建設の際のボーリング調査で、このN値35となっております。

以上のことから、ユメリアにつきましては他の公共施設と比べ著しく危険であるとは言えないと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、27番。

○27番（武田 隆） 最初の質問で広域防災拠点という感覚でご質問させていただきましたけれども、市長の今の答弁では、広域防災拠点ではなくて、それに準ずる施設というような見解だったというふうに思いますけれども、それであっても例えばユメリアに避難される方々は、非常に難渋する箇所で、場所であるというふうに認識しております。でき得れば、例えば旧西仙北町に防災拠点、準防災拠点を設置するというようなお考えであるとすれば、ユメリア以外の例えば学校、あるいは公民館というような公共施設ありますので、そこら辺を準防災拠点というような形で考えてはいかがでしょうか。その方が、例えば地域で、西仙地域、水害の多いところでございますけれども、例えば水害が起こった場合、ユメリアまで避難するということは非常に困難でありますし、地域の方々も歩いてユメリアまで行くというのは、車が通れる現状であれば、まあそこそこ避難する方はおられると思いますけれども、やはり水害等の場合は道も水没するということが想定されますので、歩いての避難という形になろうかと思えます。そういった点からも、もしユメリアを準拠点というような考えで進めていくというようなことであろうとすれば、他の西仙北地域の公共施設を準用してもユメリアに代替なる施設いっぱいありますので、そこら辺の考え方を伺いたいというふうに思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） ちょっと誤解されているような気がいたします。今説明したのは広

域の防災拠点という意味で、幾つかの機能を持った場所を用意しておかなきゃならないということの中で、宿泊、例えばその西仙北地内で何か起きた場合、一時の避難場所というのは学校と一定の安全を確保されたところにまず皆さんに避難していただく、こういう概念であります。これほどこの地域でも同じです。

そういう中でもものすごい災害が起きて、その場所がもう仮の避難場所でありますので、少し長期化しそうだといった場合、そういった場合を含めて宿泊ができる場所、あるいは場合によっては食事も厨房がありますので、そういうこともできる、一定のその非常用のものも用意しておりますので、電気を含めまして、そうしますと幾つかのいわゆるその長期的な形で二次避難といいますか、二次的にやっぱりその避難された人たちの場所というのを作っていかなくちゃならない、そういう概念の中でユメリアを一つの宿泊できる場所として、まず我々ユメリアを含めて6つの公共でやっています第三セクターでやっている施設がありますところを同格にして位置付けているということです。それに宿泊関係とすれば、比較的頑丈なホテルとかそういうところとも協定を結びながら、そういう形で少し長期化する場合、そこで滞在していただく、そういう概念であります。もちろんそうやってても場所によっては交通が遮断されたりする場合がありますけれども、その場合は行けないわけですから、そこは諦めます。ですけど、幾つかそういうものを持っておいて、少し遠くても道路がまだ健在であればどこかで車両を用意して、そこに少し長期的な形で避難していただくと、こういう概念の中でこの広域防災拠点というのを組んできたつもりでありますので、何卒ひとつご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、27番。

○27番（武田 隆） 今の市長の答弁で大体わかりましたけれども、いずれ6カ所くらいの総合防災拠点という構想がある中での一つがユメリアであるというような解釈をしたわけですが、そのような解釈の仕方によいということだと思います。要するに、6つ防災拠点を定めておいて、ある程度定めておいて、その中で使える、要するに災害が来た場合に使える場所を選択していくというような考えだというふうに理解しましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁願います。

○市長（栗林次美） 結構だと思います。

○27番（武田 隆） わかりましたので、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鎌田 正） これにて27番武田隆君の質問を終わります。

【27番 武田隆議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 次に、6番杉沢千恵子さん。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、6番。

【6番 杉沢千恵子議員 登壇】

○議長（鎌田 正） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（杉沢千恵子） 公明党の杉沢千恵子でございます。

この冬は平年並みとの予想を覆しまして、3年連続の大雪となりました。大曲地域では、既にいわゆる48豪雪に次ぐ積雪深を記録し、除雪費も史上最高額となり、毎日の雪かきはもちろんです。雪下ろし費用や暖房費のかかり増しなど、雪国に暮らす者にとっての宿命とはいえ、雪による市民生活への影響は測り知れません。これほど春が待ち遠しいと思ったのは最近ではなかったような気がいたします。一日一日と春が近づいていることを信じて、この長い冬を乗り切りたいと思います。

また、東日本大震災から間もなく2年が過ぎようとしており、被災地の復旧・復興は、見た目には大分進んでいるように感じられますが、それでも今なお不自由な生活を余儀なくされている被災者の方々もまだ多くいらっしゃいます。さらには、目に見えない家族を失った悲しみや津波への恐怖、新たな生活での人間関係の悩みなど、心の部分の様々な傷に対するケアが追いついていない状況もあります。人間は記憶し学習する動物ですが、それと同時に忘れる動物でもあります。震災の記録は残りますが、震災の記憶は残念ながら時の経過とともに色が薄れていき、その輪郭が曖昧になっていってしまうことは否めません。私は今後の被災地支援というものは、これまでのように単に手を差し伸べる支援ではなく、被災者の方々の心に寄り添い、同じ東北の仲間として、ともに未来に向かっていこうという気持ちに根差したその支援が必要であり、大切になってくるのではと感じております。

市長は被災地・被災者支援を継続していくお考えだと伺っておりますが、今後も是非被災地の現状に合致した有形・無形の支援をお願いしたいと思っております。

私もこの場をお借りして、できる限りの支援活動をしていくことをお約束させていただきたいと存じます。

さて、去る25日の本会議において、市長の施政方針演説を聞かせていただきましたが、来年度は合併後最大の予算規模となり、主要施策にも県内初となる事業が盛り込まれるなど、市長の積極的な姿勢が感じられる内容であったと感じております。間もなく2期目の任期満了を迎えられる市長には、4月の市長選挙において再び当選され、引き続き市政の舵取りを担われることをお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従い、各項目ごとに順次一般質問をさせていただきますので、答弁の方よろしくお願いいたします。

はじめに、大曲墓園の整備についてお伺いいたします。

大曲地域の西根地区にある大曲墓園については、園内にある中央斎場が移転することに伴い、今後、跡地利用について議論する必要があると思います。現在の墓園は、敷地の狭さもあり、時折の墓参りや彼岸、盆の際には駐車が窮屈で車があふれ、雑然とした雰囲気であるように感じられます。

また、墓参りをした方々の休む場所もなく、残念ながら公園としてはあまり機能をしていないのではないかと思います。一年に何回も訪れる場所ではないかもしれませんが、墓園として位置付けている以上、家族や親戚揃って墓参りした方々が我が家の墓まで散策する感覚で歩いていけるような、また、途中のあずまやなどで休憩できるような安らぎのある公園として整備する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

安らぎのある空間は、故人を語れる場を提供することにもなりますし、家族の歴史を子供たちに伝えるよい機会を与えることにもなると思います。そして、ひいては親子の心の交流が促進されることにより、その絆が深まるというようなプラスの効果をもたらすことも期待できるのではないかと思います。

また、それぞれの墓石の高さについても一定のルールを設けることはできないものでしょうか。高さがばらばらな墓園の風景は、あまりいい景観とは言えません。それぞれの家に様々な事情があることは重々承知しておりますが、一定のルールを作り、計画性のあるきれいな景観の墓園にさせていただきたいと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 杉沢千恵子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の大曲墓園の整備についてであります。はじめに、斎場の跡地利用につきましては、現在、大曲仙北広域市町村圏組合で中央斎場の移転改築事業を実施しており、現斎場については27年度に解体する計画となっております。

大曲墓園については、合併後、平成20年度に44区画、21年度に44区画、23年度に46区画を規制墓地として増設したところでありますが、現在、自由墓地、規制墓地とも残り画数はゼロの状況であり、市では大曲地域の墓地需要が高いことから、来年度、規制墓地30区画の増設を計画しているところであります。

現在の墓園敷地内でさらなる増設は厳しいものと考えており、今後の需要の予測を立て、中央斎場跡地を活用しながら大曲墓園を拡張することで、斎場敷地の所有者である大曲仙北広域市町村圏組合と協議を進めていくこととしております。

また、斎場の解体に伴い、墓参に訪れた方々がくつろぎ、安らぎのある空間を目指し、駐車場の整備や休憩室、公衆トイレの設置及び墓園内道路の拡幅など一体的な整備について新年度早々に検討を加えることにしております。

次に、墓園の景観につきましては、現在、大曲墓園には市が定める墓碑を設置する規制墓地887区画と自由な墓碑を設置することができる自由墓地617区画があり、自由墓地につきましても条例の施行規則によりまして墓碑の高さを2.5m以内とした制限を設けております。

また、平成11年度以降は、民間墓地の状況や安価な墓地の提供を図る観点から、規制墓地のみの増設を行っておりますが、今後も市民の要望に応じた計画的な増設を行うとともに、墓園内の清掃や樹木の剪定等を行い、良好な景観の保持に努めてまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（杉沢千恵子） 次に、男女共同参画についてお伺いいたします。

大仙市は男女共同参画の推進に関して、合併と同時に男女共同参画室を設置し、平成17年10月には男女共同参画プランを策定したほか、平成19年には男女共同参画都市となる宣言をし、平成20年には男女共同参画推進条例を制定するなど、県内でも最

も早く対応していただきました。まずもって、これまでの人権を大切にする市の方針に心から感謝申し上げたいと存じます。

それでははじめに、DV防止について質問させていただきます。

男女共同参画・交流推進課では、平成23年6月1日から17日にかけて、大仙市男女共同参画に関する市民意識調査を行い、平成24年2月に調査報告書を作成しました。

その中で、配偶者など親しい関係にある者からの暴力の実態も把握されております。最も多い暴力が怒鳴ったり、過剰に嫉妬したり、大事なものを壊したりする精神的暴力で、割合が5割、次に、殴る、蹴る、刃物を突きつけるなどの身体的暴力と性的暴力を合わせて3割に上るという驚くべき実態が見えてきました。

また、平成23年7月に行われた交際相手からの暴力に関する高校生意識調査によりますと、交際相手からの暴力被害、いわゆるデートDVについて全体で8.9%の人が受けた経験があると答えており、高校生の身近なところにおいても暴力が起きております。

暴力の種類としては、男女とも身体的暴力の割合が高く、女子生徒は友人関係、行動を制限される傾向にあります。

被害者は長年にわたって暴力を受け続けているうちに、自分が悪いからなのではないかというマインドコントロールの状態に陥り、周囲に相談することも声を上げることも思いつかない、私が我慢すればいいのだという殻に入り込んでしまっています。

これらの調査によって、相談することが被害から逃れる始めの一歩だと気付いた方々もおられると思いますが、相談するにはまだまだ勇気が必要です。まずは顔の見えない電話相談から始めることが現実的で、有効な方法ではないかと考えます。

当市では平成18年8月に大仙市ドメスティック・バイオレンス防止連絡会を設置し、当該団体と協同でDV防止に関する広報や啓発、教育活動、スタッフ研修会に力を入れてきました。特に平成24年度には、地域でDV被害者対応ができる人材育成に力を入れ、市の職員をはじめ一般の方々も長い期間にわたりまして厳しい訓練を受け、国からも高い評価をいただいている特定非営利活動法人S a y a - S a y a から修了証をいただきました。研修を受けた方々のほとんどは、大仙市ドメスティック・バイオレンス防止連絡会の立ち上げからかかわってくださっている方々です。

そこで提案ですが、研修を受けた方々を中心として、仮称ですけれども市のDVサ

ポーターの認定を進めてはいかがでしょうか。

2つ目には、研修を受けた方々を中心として、DVについてのDV被害者の電話相談窓口を設置してはどうでしょうか。

以上の2点について市長のご所見をお聞きしたいと存じます。

次に、女性職員の配置状況についてお伺いいたします。

女性が生涯にわたり継続して就業するためには、配置、昇進、賃金など各方面に残っている男女格差の早急な解消とともに、職場における男女に不平等な制度や慣行を改める必要があります。

平成23年6月に実施した大仙市男女共同参画に関する市民意識調査でも、女性の働き方について「子供ができてもずっと仕事を続ける方がよい」と答えた割合は49.7%であり、中でも20代女性にいたっては50%を上回っておりました。もちろん行政で働く女性もそれに含まれると思います。

そこでお伺いいたしますが、市の管理職、課長・次長・部長に女性職員の登用を願っておりますが、女性職員の管理職登用にかかわる目標と現状についてお知らせください。また、目標達成のための課題は何かをお聞かせください。

男女共同参画に関する質問の最後に、女性職員研修費の拡充についてお伺いいたします。

先程お話した調査において、女性の働き方について「子供ができてもずっと仕事を続ける方がよい」と答えた割合は49.7%でありましたが、市役所で働く女性職員がその持てる力を発揮していくためには、子供ができてもしっかりと仕事をしていくことのできる恵まれた環境や、その環境が求める果たすべき使命を自覚して、働こうとする姿勢が必要だと思います。果たして当市の女性職員の中に、自分の成長のために自己投資している人がいるでしょうか。ほとんどが、子供が…、家庭が…、職場の環境が…と言い訳をして自己研鑽を図ることを諦めてしまっていないでしょうか。

以前の答弁で、市は女性職員に対して研修を行っているとお答えいただきましたが、どなたを講師に年何回実施し、どういう成果が出たと認識されているかお知らせ願いたいと思います。

私は、女性職員がその研修で変わったのなら、庁舎内はもっと女性職員の輝く顔であふれているはずだと思います。しかし、私が見る限り、残念ながらそのような状況にはなっていないと思います。庁舎内は、女性職員が輝けば、もっと生き生きと

するはずですが。そのためには女性職員がもっと外部の研修に参加し、いろんな方々と触れ合い、刺激や知識を得てくるのが大事です。講師を呼んで内部で研修しても、それだけでは大きな効果や成果は得られないと思います。2月22日付けの日本経済新聞におけるアベノミクスの記事においても、「女性就労が日本経済の成長の試金石である」との記載がありました。私は女性職員に対しては、まずは仕事に対する意識や自覚を促した上で、業務のスキルアップのためにも女性職員研修、特に外部や県外研修費の拡充が必要だと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

- 議長（鎌田 正） 申し上げます。2番の項目に対する答弁でございますけれども、答弁の内容がかなり長いようですので、この際、昼食のため暫時休憩いたします。本会議の再開は、午後1時に再開いたします。

午前11時51分 休 憩

午後 1時00分 再 開

- 議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

- 市長（栗林次美） 質問の男女共同参画についてお答え申し上げます。

はじめに、DVサポーターの認定につきましては、平成23年度と24年度に実施しました「DV被害者支援養成講座」を受講した方々が43名おりますので、その方々を中心に働きかけ、制度の創設について検討してみたいと思います。

また、養成講座受講者の中には大仙市ドメスティック・バイオレンス防止連絡会の会員もおりますので、当該団体と連携しながらDV防止のリーフレット配布やデートDV出前講座等の予防教育事業にも協力いただくなど、講座で得た知識を活かしながら地域の身近なサポーターとして活躍していただければと考えております。

次に、DV被害者の電話相談窓口の設置についてですが、行き場のないDV被害者の声を被害者の立場に立って受け止め、必要な情報を提供するとともに、場合によっては関係機関につなぐといった非常に繊細な役割を持つものと認識しております。

23年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、これは一般が約3,000人、それからいただいた回答が1,200人、それから、高校生1,485

名、回答していただいた方が1,392名、こういう募集団であります、女性の6人に1人がDVの被害経験があると回答しているにもかかわらず、その約4割がどこにも誰にも相談しておらず、市の相談機関への相談はわずか1.6%といった結果でありました。

これは、被害者自身や周囲の人々のDVに対する意識の低さに加え、DVが夫婦間の問題であり、非常にプライベートで顕在化しにくい特性があること、相談するにはかなりの勇気が必要であることなどが要因と考えられますが、顔が見えない電話でなら勇気を出して相談する方がおられるかもしれませんし、現に秋田県で設置している配偶者暴力相談支援センターへの相談形態は、約6割が電話相談であると聞いております。したがって、電話相談は有効な手段の一つと考えております。

しかし、勇気を持って電話をしてきた相談者への対応は極めて難しく、はじめの対応を間違えるとその方の人生を変えてしまうことになりかねないことから、相談を受ける者は事前に相当な訓練を積む必要があると言われております。

こうしたことから、市といたしましては、DV被害者支援について先程お答え申し上げましたとおりDV防止サポーターや大仙市ドメスティック・バイオレンス防止連絡会等のさらなる連携を図るとともに、電話相談につきましては県で設置しております配偶者暴力相談支援センターを利用するよう情報提供などに努めてまいりたいと考えております。

なお、市では他に先駆けて平成19年から寄附金と市の上乗せ積み立て基金により、緊急に一時的保護、または避難が必要なDV被害者に対する支援制度を設けており、警察や他の相談機関と連携して24時間の対応ができるようになっております。

次に、質問の女性職員の配置状況等についてお答え申し上げます。

はじめに、女性職員の管理職登用にかかわる目標と現状についてであります、本年度の管理職の状況といたしましては、部長職級と次長職は女性はおりませんが、課長級は135名のうち男性が121名、女性が14名となっており、管理職全体に占める女性の割合は8.3%となっております。

女性管理職登用の具体的な目標につきましては、平成22年度にお示しした8%は達成しておりますが、今後は平成24年4月現在の県内の市役所職員の平均が10.6%となっておりますので、これを当面の目標として登用してまいりたいと存じます。

次の目標達成への課題についてであります、管理職への昇格にあたっては、統率力

や指導力等を備えた職員を登用することとしております。しかし、現状では管理職候補となる主幹クラスに女性職員が少ないという事情があり、この育成が当面の課題となっております。

次に、女性職員研修費の拡充についてであります。現在実施している職員研修は、人材育成の基本である日常の仕事を通じて職員の能力向上を図る職場内研修や、それぞれの職階において必要な知識、心構え、役割を学ぶ階層別研修、県職員と県内市町村職員が一緒になって学ぶ秋田県自治研修所が実施する各種能力開発研修への派遣研修のほか、千葉市にあります市町村アカデミーでの専門的な研修に参加させるなど、知識や技能の習得とあわせ、職員の仕事に対する意欲の向上を図っております。

特に女性職員に対する研修は、これまで山王丸前副市長を講師として、主席主査以上の全女性職員を対象に、女性職員パワーアップ研修を各階層ごとに18回行い、受講者数は196名に上っております。この研修により仕事に対する意識改革に一定の効果があつたものと認識しております。

議員ご指摘のとおり研修の効果を高めるためには、仕事に対する意識や自覚を持つことが一番重要であり、業務に対するスキルアップや効率化を進める上で、今後も各種派遣研修に女性職員を積極的に参加させるとともに、女性職員パワーアップ研修を計画的に実施してまいりたいと存じます。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、6番。

○6番（杉沢千恵子） なかなか難しいもんだなという気がします。これというのはメンタルな部分なので、とても難しいなという気がしますけれども、やはりDVに関しては窓口が必要でないかと思しますので、さらにこれから私どもも研修を重ねて、電話相談できるだけの力はないわけではないと、結構あると思うんですが、それがまだ認めただけでない部分だとすると、努力していきたいと思えます。

再質問ですけれども、やはり私が知っている大仙市職員の方で市の業務に真剣に取り組みながらも、自分自身の成長のために大学の通信教育を受けて卒業したという方もいらっしゃいます。挑戦あるところに希望があつて、そして自分の内面の生命が躍動してくるから、それが職場を変えていくのだというこの方程式を彼女は見事に成し遂げてく

れている実在しておりますので、成し遂げてくださっているなと思います。それほど外部の研修とは人を成長させてくれる、そういうきっかけをつくることは、私は市として、ひいてはその市の財産、人間の財産としてなり得るので、先程の前の武田議員の答弁にも人材育成の大切さを話されましたけれども、この人材育成に行政としてどういう形で実際かかわっていただけるのかなと、そこら辺もうちょっと細やかに伺いたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） ただいま答弁しましたとおり、市として制度的なものに対してはかなり対応しているというふうに思っております。それから、その結果として、武田議員の質問にも答えておりますけれども、いわゆる市役所以外へ人を出すという関係につきましても、これは他の自治体に比べて我々は積極的にやっているというふうに思っております。あとはその個々の職員の皆さんの意欲、やる気、そういったものをどう——これは外から言うもんでもありませんし、やっぱりおのずと自分で考えていただく問題であります。これやはりそれぞれの今現在所属している職場の中で担当課、あるいは担当部の中で、そういうやっぱり雰囲気をつくっていくということが、現在の管理職の責任ではないかなというふうに思います。それをそのつくり出す、そういう雰囲気をつくり出すために、どう市全体が協力できるかということは、やっぱり部課長と一緒に考えてながら、例えばそのいろんな形で研修、自分で研修というもの、ある意味で自分で自己能力を高めるとか、教養を高めるということは、自分だけでできる、もちろんこれは基本だと思いますが、これをやらなきゃいけませんけれども、場合によっては外に出なければならないという場合が出てくるのではないかと、そういうときにやはりきちりその担当している部の中で相談ができて、ちゃんと目的を持っていくということに対して、その分、職場が空くわけでありますので、それをカバーできるやっぱり雰囲気、体制、これは病気等で休む場合も同じだと思いますけれども、そういう雰囲気を職場の中でしっかりつくっていくということが、やっぱり組織の力ではないかなと思いますので、その辺を具体的になかなかこう表現できませんけれども、やっぱりそういうことを市役所全体がつくっていくということが大事だと思いますので、そういう方向でまずいろいろこれからも指導してまいりたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、6番。

○6番（杉沢千恵子） 本当にそのとおりだと思いますし、是非そういった方向にやっぱりいっていただければ有り難いと思います。

再々質問ですけれども、例えば市の方にそういう研修だとかセミナーだとか、行政に入った資料が全員の目に触れるようになっているのか、上だけ、部長さんだけが持っていて、いや、これは必要ないからいいなとかという、そういう選別をしていないのかどうか。やっぱり平等にそういう情報というのは下まで流すことによって、それも一つの刺激にはなるのかなという気がしますけれども、そこら辺はどうなのかなということとあわせて、もしそういう資料を見て、私これやりたいと言ったときに、その部署でできるだけこう許可をしていただき、そして助成をすとか、そういうことができないのかなという気がしますけれども、お伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁願います。元吉総務部長。

○総務部長（元吉峯夫） 研修の関係でございますけれども、いずれ一年間の研修のスケジュール、項目等も全職員に知らせまして、そしてまずいろいろ手を挙げていただく研修というのもございます。それから、それぞれの職場の中で、こういう研修に行きたいというようなお話を受けて、次の年にその研修に行ってくださいというような対応もしてございます。それは一般職・管理職に限らず、そういう職階制で特別その——というような制限はしておりません。自由に申し出ていただければ、可能な限り私どもとしてはその本人の意思に沿っていただくように、そしてその後を周りの職員が十分支えていけるようにということの職場環境づくりにも努めていきたいというふうに思っておりますので、今後ともひとついろいろご提言の方、ご指導の方、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 次に、3番の項目について質問を許します。

○6番（杉沢千恵子） 次に、体罰問題についてお伺いいたします。

大阪市立高校においてバスケットボール部主将の生徒が体罰を苦に自殺した問題が発端となり、体罰問題が相次いで表面化しております。

例えば、愛知県の県立高校では、陸上競技部監督の体罰を受けた一部の生徒が転校や退学をしていましたし、三重県の私立高校では、水球部監督から体罰を受けた部員2人が鼓膜にけがをしたことも発覚しております。

また、学校教育とは別次元ですけれども、日本のナショナルチームにおける強化合宿

で選手に暴力行為を行っていた柔道女子日本代表監督が引責辞任をし、日本柔道の信頼を揺るがす事態にも陥っております。

「愛のむち」の名のもとにスポーツ現場で体罰や暴力行為的指導が横行している現実には胸が痛みます。体罰は学校教育法では、明確に禁止されており、決して許されるものではありません。体罰が止まらない背景には、誤った勝利至上主義があるとも指摘されており、部活動で好成績を上げれば学校の評価が高まるという現実があるため、周囲も体罰を黙認してしまう風潮があります。スポーツ教育は単なる技術指導にとどまらず、人間教育や人格形成の大切な場でもあるにもかかわらずです。

体罰は子供に肉体的な傷を負わせるだけでなく、自主性や尊厳を奪うなど、精神的にも深い傷を残します。体罰が原因で不登校になったり、大人になってからも心の傷に苦しみ続ける人もおり、負の影響はあまりにも大きいと言わざるを得ません。

決して体罰では人は育ちません。スポーツ教育や運動部、そして運動部以外の文化部やスポーツ少年団などの指導については、「人を育てる」との観点から取り組みがなされるよう、あらゆる対策を講じなければなりません。暴力に頼った指導を防ぐためにも、指導者の質の向上や意識変革が重要であると思います。教育研修や指導者研修を拡充し、体罰の禁止を徹底させることを求めるとともに、体罰根絶に向け社会全体で取り組みを進めていきたいと思っています。

そこで質問ですが、1つは、体罰についての市長、または教育長の認識とお考え方についてお伺いいたします。

2つ目は、スポーツ部に限らず小・中学校の部活動における体罰の実態について、その有無と内容についてお聞きしたいと思います。

3つ目は、スポーツ少年団のことです。スポーツ少年団の中で団内で体罰が行われていなかったでしょうか。スポーツ少年団の中に対する学校のかかわり方をお聞かせください。例えば、自分の学校の子供が所属する団に教員が足を運ぶなどして状況を把握しているでしょうか。そういうことでも結構です。

4つ目には、スポーツ少年団における指導者の育成と研修について、市が関与している実態はあるのでしょうか。

以上でございます。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。三浦教育長。

【三浦教育長 登壇】

○教育長（三浦憲一） 質問の体罰についての見解についてお答え申し上げます。

昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況が社会問題化しており、大変深刻に受け止めているところであります。

教員の暴力等の体罰は、学校教育法第11条の規定に対する明らかな違法行為であり、児童生徒の人権を侵害するだけでなく、人間不信の念を抱かせることにもなり、絶対に許されるものではなく、いかなる場合も行ってはならないと思っております。

なお、教員に認められている懲戒権を用いて規範意識の育成等を図る場合もありますが、一時の感情や安易な判断ではなく、日頃からの信頼関係こそが重要と考えております。

また、児童生徒に行った行為が体罰に当たるかどうかは、児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかという観点を重視する必要があると認識しているところであります。

市教育委員会といたしましては、体罰によらない指導技術を研修することや児童生徒との人間関係を大切にした指導を実践すること、部活動における体罰を是認するような勝利至上主義から脱却を図ることなど、体罰の絶無に向けた考え方を各学校に提示して、教師一人一人及び学校体制の取り組みを促しているところでございます。

これまでも児童生徒が楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、校長会や教頭会等で指導し、管理職を通して教職員の意識啓発に努めてまいりましたが、今後なお一層その指導の徹底を図り、体罰の根絶に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、小・中学校の部活動における体罰の実態についてお答え申し上げます。

学校教育の一環として行われる部活動は、体力の向上や健康の増進、感性や技能の向上などを図り、活動を通じて自主性や向上心、責任感や連帯感等の涵養に加えて、好ましい人間関係の形成に資するものと捉えております。

ご承知のとおり中学校の部活動につきましては、新学習指導要領において教育課程に位置付けられました。各学校においては、年度当初に各部活動の意義や指導方針、年間指導計画等を児童生徒や保護者に提示し、児童生徒の人格や人権を尊重した指導により、良好な信頼関係のもとに活動が行われているものと認識しておりますが、体罰の実態につきましては、現在、文部科学省の通知に基づく県教育委員会による実態把握調査の通知を受け、市教育委員会として調査を行っているところであります。

この調査は、実態把握と体罰禁止の徹底を図ることを目的としたものであり、児童生徒及び保護者が記入して厳封したものを各学校の校長が開封して結果を報告することになっております。調査結果は学習状況調査などと同様に文部科学省において全国集計の結果を公表する予定となっており、都道府県・政令指定都市別の結果の公表の可能性もあるとされております。

今年度、本県におきましては、県南の小学校教員及び県立高校教員の体罰事案が公表され、懲戒処分が科せられておりますが、本市におきましてもアンテナを高くし、このような事案の未然防止及び教員と子供との信頼関係の構築に努め、家庭や地域と一体となって子供たちの健全育成を支援していきたいというふうに考えております。

次に、スポーツ少年団についてお答え申し上げます。

現在、大仙市管内のスポーツ少年団は96単位団あり、登録指導者891名、団員2,068名で活動しております。

はじめに、スポーツ少年団内の体罰の有無につきましては、寄せられた情報に基づき事実確認により、数団において体罰行為が行われていたことが判明しております。

指導における体罰については、いかなる理由にせよ、あってはならないことであり、大仙市スポーツ少年団本部との連携のもと、特定された指導者への個別指導はもとより、全ての団の指導者に対して注意喚起を促す通知文を、これまで計3回送付し、体罰防止及び指導者モラルを徹底するよう指導するほか、団員保護者へも同様の通知文を送付し、指導者・保護者相互の十分な共通理解のもとで団運営を展開されるようお願いしているところであります。

体罰行為が判明した団におきましては、その後、改善されていることを確認しておりますが、どの団でも、いつでも起こり得ることが懸念されることから、引き続き大仙市スポーツ少年団本部や各地域の支部及び学校との連携や情報収集に努めてまいります。

次に、スポーツ少年団に対する学校のかかわりについてお答え申し上げます。

スポーツ少年団は、社会体育として位置付けられる団体であり、大仙市スポーツ少年団本部が管理しております。学校の団体ではありませんが、本市においては団員が全て同一小学校の児童であったり、指導者が教員であったりする学校もあります。小学校では多くの場合、スポーツ少年団との連絡担当教員を置くなどして、スポーツ少年団と学校が日常的に連絡を密にする体制を講じ、子供たちの健全な発達に資するよう努めているところであります。

小学校の学級担任をはじめ管理職等は、日常の業務以外に日々の練習を見守ったり、大会等には応援に駆けつけたりなど、スポーツ少年団での活動の様子を可能な限り捉える努力をした上で、学校生活における一人一人の状況把握に努めているところであります。

本市では、一人の子供を複数の目で育てることを基本にしており、今後とも子供たちがスポーツ少年団の指導者と学校、保護者、地域が連携して充実した活動を行えるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、スポーツ少年団指導者の育成と研修についての市の関与についてであります。スポーツ少年団指導者の資格は秋田県スポーツ少年団が実施する「スポーツ少年団指導者を育成する認定員養成講習会」の受講が必須条件となっており、スポーツ少年団の理念や指導者の役割など11項目の講義のほか、検定試験に合格して付与されるものであります。今年度、大仙市管内では、123名が新規認定員となっております。

また、指導者の資質向上と団活動の充実を目的とした「秋田県スポーツ少年団認定員等再研修会」につきましても、大仙市管内で今年度12名の指導者が受講しております。大仙市スポーツ少年団本部では、指導者の資質向上と団活動の健全化を図ることを目的とした「大仙市スポーツ少年団指導者等研修会」を実施しており、平成24年12月1日に仙北ふれあい文化センターを会場に開催し、259名の指導者及び保護者が参加しております。

さらには、平成24年度から施行された「秋田県スポーツ少年団指導者倫理規程」の遵守や昨今の運動部顧問による部員への体罰事案等の問題を受け、「大仙市スポーツ少年団不祥事等防止検討会」を1月に立ち上げ、体罰行為等の根絶に取り組んでいるところであります。

あわせて、平成25年度からは、長期にわたり指導に当たる認定員に対しましては、常に新たな感覚を維持していく内容を盛り込んだ「再研修」の受講を義務付ける大仙市独自のルールを導入し、指導者の資質の向上、適切な団活動の運営に努めるよう支援してまいります。

以上であります。

【三浦教育長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、6番。

○6番（杉沢千恵子） 要望です。今お伺いしたところ、96団891の指導者という、もうとてつもない数の中で子供たちが見守られて育成されているということに、まず敬意を表したいなと思っていました。

また、教育長は複数の目で子供たちを育てるんだというそういうお話されましたので、私もそのとおりだと思います。そういうものが根幹にあって子供たちは育っていくわけですけれども、子供たちは学校で見せる顔と、それからスポ少に行ったときに見せる顔、同じ顔の子もいますし、まるっきり違う顔の子もいるわけです。この時期、子供たちは一番揺れるときなので、心っていうんですか、精神が培われる時期でもありますし、とても大事なときなので、できればその一番私が要望したいのは、スポーツ少年団のところで、それから学校の連携、かかわり方、ここを深めていращやるかもしれませんが、さらに深めていただき、子供たちの表情がしっかり捉えられるような状況にしていだければ有り難いなと思ひまして要望して終わります。

○議長（鎌田 正） 次に、4番の項目について質問を許します。

○6番（杉沢千恵子） 次に、市の福祉行政と社会福祉協議会との連携検討会の設置についてお伺いします。

「社協」の略称で知られております社会福祉協議会は、私たちの身近な地域で高齢者や障がい者の住宅サービスを支援するために訪問介護や配食サービスをはじめ様々な福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため創意工夫を凝らした独自の事業に取り組んでおります。

また、ボランティア団体と協力して活動を推進したり、小・中学校、高校における福祉教育の支援などを行い、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしております。

当市では、社協に対して人件費として8,300万円余りを拠出してありますが、その割にいま一つ市の福祉行政との役割分担が明確でなかったり、政策の整合性がとられていないように感じられます。

福祉行政は市役所の中でも市民にとっても身近な分野であります。市が実施している事業内容を見ていると、本来、社会福祉協議会が主体となつて行うべき、あるいは行った方がいいと思われるものが多々あります。私は、行政は法令に則り、市の事業計画を市民の立場に立って心を込めて実施する機関であると考えており、実施にあたっては高い平等性や中立性が求められるがゆえに煩雑な事務手続きが多く、事務に振り回されて

いるような感じがします。事務に負われるあまり、福祉の突っ込んだ内容について勉強する暇もないようにも見受けられます。

一方、行政よりも比較的制約が少なく、能動的に動けるはずの社協は、少々受身的な対応で終わってしまっているように見える場合もあり、もっと自分たちから住民の中へ入っていくことができないものかと思っております。

社協は、福祉政策の最前線に立ち、住民の声を受け止め、行政機関よりもスピーディーに行動することができる組織であると考えます。社協が地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる福祉のまちづくりの実現を目指している団体として位置付けられていることを考えれば、行政ともっと連携し、スピーディーな対応で安全・安心なまちづくりの一端を担ってほしいと思うのであります。

災害時においても、普段から市と社協との連携が図られていれば、ひとり暮らし高齢者の把握も容易にでき、避難時にひとり暮らし高齢者のご家族への連絡などがスムーズに進むと思いますし、指揮命令系統が一本化されていれば必要な支援活動が重複することなく行き渡るのではないかと考えます。

そこで提案ですが、市街地再開発事業に伴う社協の移転を契機として、市の福祉行政と社協の事業のすり合わせを行い、市民の安全・安心な暮らしに役立つ福祉サービスが提供できるよう、まず事業の構成や組み立て方を、福祉という大きな観点からいま一度体系化し、それぞれの特性を活かし、効率のよい施策を展開していくための研究を行う連携検討委員会的な場を創設してはいかがかと思っておりますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（鎌田 正） 4番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 連携検討委員会の設置についてお答えいたします。

少子高齢化社会の急速な進展に伴い、家族や地域の結びつきが薄れていく中で、高齢者をはじめとする要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を地域全体で構築していくことが福祉行政の大きな課題となっております。

市では、これまで高齢者の生活を支援する事業として配食サービス事業やふれあい安心電話など数多くの事業を社会福祉協議会に委託し、相互信頼のもとで高齢者施策を進めてきたところであり、また、今日的な課題である高齢者世帯の見守り支援や災害時の安否確認につきましても、要援護者情報を共有しながら取り組んでおり、地域に密着した柔軟な地域福祉活動を展開する社会福祉協議会の役割は、誠に大きなものがあると認

識しているところであります。

地域福祉活動は、公的サービスに加え、地域住民の助け合い活動などを織り交ぜながら重層的なサービスを提供することで要援護者の日常課題に伝えていくことから、市の役割が重なって見えたり、また、社会福祉協議会の活動が要援護者を対象としていることから、元気で生活している人にとっては理解や関心が薄く、遠い存在として受け止められる面も確かにあろうかと思えます。

しかし、高齢者等の冬期間の生活を支えている除雪ボランティア「大仙雪まる隊」の活動や東日本大震災での被災地支援活動では、市民ボランティアをまとめる主導的な役割を果たすなど、地域社会や被災地の復興支援に大きく貢献しており、多くの市民の方々から賞賛の声が届いており、社会福祉協議会の存在が市民に浸透する大きな機会となっているものと受け止めております。

また、一昨年、社会福祉協議会は合併後の体制を見直すとともに将来の事業展開を見据え、市の福祉担当職員とのプロジェクトチームにより、本所・支所の組織再編や人員体制の見直しなど自主改革を実行し、現在は自主事業の比重を高め、積極的に地域住民と接する事業を展開する方向に変わってきているところであります。

市といたしましては、これまでも社会福祉の構築に向け、社会福祉協議会に派遣している事務局長はじめ幹部との協議を進めてきましたが、今後も引き続き協議を重ねて効率的な施策の実現に努めてまいりたいと思えます。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、6番。

○6番（杉沢千恵子） 社協というと、何か高齢者の福祉っていう感が拭いきれません。今の市から派遣されている方は、一生懸命その地域社会の中で小・中学校の福祉教育だとか、またボランティアの方々を育成しようと努力していますけれども、なかなかその思いと現実はずいぶん進んでいるようには見えますけれども、周りから見るとまだまだ高齢者のための福祉という気がしますので、やはりもう少しこの幅広く、ゼロ歳から墓場までの人たちを受け持つ社協だということを、これから私も含めてですけれども地域への啓発というんですか、知らしめていく、そういう作業をとともどもに行っていきたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

答弁はいりません。

○議長（鎌田 正） これにて6番杉沢千恵子さんの質問を終わります。

【6番 杉沢千恵子議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 次に、2番佐藤文子さん。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

【2番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（鎌田 正） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。今定例会最後の一般質問者として質問させていただきます。

先の総選挙で圧勝し、3年ぶりに政権についた自民党・公明党と安倍内閣であります。その経済対策、外交政策、原発問題という政治の根本問題への対応におきましては、以前にもまして財界中心、アメリカ言いなりという感が強まっております。TPP参加交渉、原発再稼働、米軍基地の辺野古移設方針とオスプレイの訓練、加えて憲法9条改変への動きなど、安倍内閣と国民との矛盾は広がり、またその危険性にアジアなどからの懸念も出されているところであります。

日本共産党は、日本経済のデフレからの脱却のためには、何よりも働く人々の所得を上げる政策が必要で、そして消費税増税を中止すること、また、TPP参加阻止、原発即時ゼロ、基地のない日本、憲法9条を守るために今後も皆さんと連帯して頑張っていきたいと思っております。

それでは通告に従い、質問させていただきます。

はじめに、灯油購入助成事業の緊急実施についてご要望を申し上げます。

過去最高に迫る豪雪とたびたび発令される低温注意報など、今冬は例年になく寒さが続いております。こうした中で灯油、ガソリン、重油、軽油などの燃油価格が高騰を続け、暮らしは肉体的にも精神的にも、そして経済的にも限界になってきております。

とりわけ日々の必需品であります灯油価格は、1リットル当たり97.7円、今は既に100円を超えておりますが、高価格となり、平成19年度に大仙市が実施した灯油購入助成事業のときの灯油価格をはるかに超えている状態です。

19年度実施の灯油購入助成事業は、市民から大変喜ばれたものでありますが、当時と比較し、市民生活は後期高齢者医療制度や物価スライドによる年金受給額の減少、豪

雪による雪下ろし費用の積み増しなど、一層厳しさを強いられております。

そこで、今冬において灯油購入費助成事業や、また、農業用ハウス燃料助成を、緊急的ではありますが実施する考えはないか要望するものであります。

○議長（鎌田 正） 1 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、灯油購入助成事業につきましては、灯油価格の急激な高騰は市民生活に与える影響が大きく、特に低所得の高齢者世帯にとっては家計への負担が大きいのしかかってくるだけに、灯油価格の動向が懸念されるところであります。

今冬は灯油の需要期において例年以上に寒さの厳しい日が続いたことから、灯油価格も配達価格 1 リットル当たり、1 2 月の 9 6 . 4 円、1 月の 1 0 2 . 2 円、2 月の 1 0 3 . 5 円と 3 カ月連続で上昇し、3 月は据え置きとなっており、上昇幅は 7 . 1 円であります。

過去において灯油購入助成事業を実施した平成 1 9 年度は、灯油の平均価格が配達価格 1 リットル当たり 9 8 . 4 円であったことから、現在の灯油価格は当時を上回っておりますが、助成事業を実施した背景には、当時の灯油価格が前年同期と比較し 1 リットル当たり 7 6 円から 9 8 円と平均 3 0 % の急激な価格の高騰を示し、市民生活に大きな影響を及ぼすことが確実な状況であると判断したことから、年明け 1 月から年度末までの 3 カ月間にわたり事業を実施したものであります。

今冬は、確かに灯油価格では当時を上回っておりますが、前年同期の平均価格と比較すると上昇率で 8 . 1 %、額にして 7 . 6 円と穏やかな上昇で推移していることから、各家庭では冬期間の燃料費の出費への対応ができていると考えております。

また、残り 1 カ月で春を迎えることで灯油価格も落ち着いてくるものと予想されることから、現時点での灯油購入費助成事業の実施は考えておりません。

次に、農業用ハウスにつきましては、灯油や重油価格の上昇により生産コストが嵩み、農業経営への影響が懸念されるところであります。

国では平成 2 4 年度補正予算において、燃油価格高騰緊急対策として、施設園芸分野における省エネ型経営構造への転換を図るため、ヒートポンプや木質バイオマス利用加温設備、被覆や循環扇等の省エネ設備のリース方式による導入に対する補助を実施することとしております。

また、農家と国の拋出により、燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するためのセーフティネットの構築を支援するとしておりますが、本対策の詳細についてはまだ明らかになっておりませんので、情報が入り次第、関係農家に周知してまいりたいと思います。

また、生産資材の上昇という観点からは、JAとも協議をしながら何らかの市としての対応を考えなければならない時期が来ることも予想されますので、JAとは常に連携を取っておきたいと思っています。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） 家庭での灯油購入費助成事業は、今冬はやらないというふうなこと、そしてもう一点、農業用ハウス燃料等含め、農家への支援策は今後、形となって何か現われるというふうなご答弁でありました。灯油購入費の上昇幅が過去の19年度は30円以上もあったというふうなことで、非常に上昇幅が高いことから実施したんだというふうなことなわけでありまして、その後、結局70円なんていうのははるか昔の話でありまして、ずっと90円台を通ってきて、現在そして100円を超えているというふうなことで、この間のずっとこの高い灯油代も長く続けば慣れてしまうというふうな感はあるかもしれませんが、しかし、低所得者世帯にとっては大変やっぱりの出費は厳しいというふうなものであり、また、4月までの寒さの時期もあと1カ月というふうなわけでありまして、この短期間の灯油の助成というふうなものは、十分可能なのではないかと、横手市では県内ただ1市だけですが実施するというふうなことで、2月25日に決定いたしまして、3月の中旬からの支給で、利用で、4月末までの利用というふうなことで実施をするようであります。横手市を真似ろというわけではありませんが、是非こういういいものは真似ていただければ有り難いなと思ひまして、期間としてはわずか1カ月程度というふうなことになろうかと思ひますが、是非その辺、ご検討願えればというふうなことをもう一度お願いいたします。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 一定のやっぱり理由、あるいはそういうものははっきりしないと、なかなかこういう問題にも踏み切れないということでもあります。他市は他市としての判

断だと思しますので、それはそれとして参考にはさせていただきますけれども、大仙市としては現状では今、状況が大きく変わらない限り対応しないというふうに判断させていただいております。理屈を言うときりがなくなりますので、それ以上のことは申しません。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目についての質問を許します。

○2番（佐藤文子） 2番目に、高齢者世帯の除排雪、雪下ろし支援についてお願いいたします。

まず、急速な高齢化の進展と高齢者世帯の増加のもとで、高齢者が住み慣れた我が家で安全・安心で当たり前の生活を営むための交通対策と冬期対策は、現在と将来にわたって行政の最重要課題だと考えています。豪雪の今冬は、そのことがなおひしひしと感じられるところでもあります。

雪の積もらない家屋と屋敷、庭がかなえられればそれに越したことはありませんが、高齢者にとっては新築やリフォームが難しいこともあることから、雪下ろしや除雪の負担をなくすこと、軽減することへの工夫を英知を結集して編み出していかなければならないと考えています。除雪や雪下ろし中に事故に遭うほとんどが高齢者であることから、実効ある支援体制の構築が急がれるところです。

この点で私は平成23年度第1回定例会で一般質問したところでありました。答弁では、今後ますます高齢者世帯が増加することに鑑みますと、地域の見守りや声かけが重要となりますし、空き家等も含め市全体の視点からの除排雪体制の再構築も必要かと考えておりますので、来季に向けて総合的に検討してまいりたいというものでありました。その後示された平成24年度から平成26年度にわたる3年間の「大仙市高齢者プラン」では、新規に高齢者等家屋除排雪等支援事業として、民間事業者やボランティア団体の整備と作業職員や作業道具を配備し、緊急時に対応できる体制整備の強化を挙げております。

そこで伺います。これらの新規事業の進捗状況と現状の課題、さらに高齢者世帯の除排雪支援の今後の対策についての考えを聞かせていただきたいと思っております。

2つ目には、高齢者世帯への雪下ろし支援体制を急いで確立すべきと考えますが、その点で雪下ろしは危険な作業であり、専門の知識や技術が必要です。経験を積ん

だ業者や作業員によって行われることが望ましいのです。それだけに雪下ろし費用は高額で、低所得者にはなかなか業者にも頼めない、そこで自ら苦勞されているわけであり
ます。

そこで要望であります、高齢者世帯への雪下ろし支援体制確立の一環として、低所得の高齢者世帯を対象に、雪下ろし費用の助成制度を設けることはできないかを要望する
ものです。

市内では大仙市社会福祉協議会大曲支所が大曲地域のひとり暮らしの非課税世帯を対
象に、年1回5千円を限度として補助しております。また、花館地区社協と大曲地区社
協がそれぞれ地区住民を対象に補助事業を行っており、支所の補助との併用が可能で、
年1回とはいえ大きな支援となっております。

高齢者世帯の雪下ろし問題は全市の課題でありますし、本来市の事業として全市で実
施していただきたいものであります、こうしたことから低所得の高齢者世帯を対象に、
雪下ろしの助成制度を市として設けることができないかどうか見解を伺います。

以上です。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の高齢者世帯の除排雪についてお答え申し上げます。

はじめに、高齢者等への除排雪支援についてであります。

本市では、昨年度、県の補助制度を活用し「くらしの安心サポート事業」として除雪
機械等を購入し、各支所及び市社協に配備いたしました。今シーズンは現時点で121
件の利用実績があり、地域の除排雪の支援活動に有効に活用していただいております。

また、昨年度から臨時雇用の職員を配置して、住宅が密集している大曲地域を中心に、
緊急性のある世帯の除排雪や屋根の雪庇除去作業等を実施したところであります。

本年度におきましても4名の臨時職員を雇用し、高齢者等世帯見回りや除排雪作業を
行っておりますが、2月26日現在で巡回による調査件数が延べ1,252件、除排雪
作業件数が延べ207件の実績となっており、高齢者世帯の除排雪支援として一定の成
果を上げているものと考えております。

また、高齢者等除雪サービス事業、いわゆる間口除雪の実施につきましては、利用世
帯が年々増加し、今年度は1月末現在で昨年同期を上回る429世帯が利用しており、
稼働回数は延べ1万2,141回であります。さらに社会福祉協議会が窓口となり組織

されている「除雪ボランティア雪まる隊」と連携をとりながら、高齢者世帯等の除排雪支援や見守り強化を図っているところでもあります。

なお、「大仙雪まる隊」には市職員も隊員登録し、緊急対応が必要な場合などは要請に応じて市職員が雪まる隊隊員として即応できる体制をとっており、除排雪に関しては市民と行政、そして社会福祉協議会、業者などとの協働による地域支え合いの支援体制ができているものと認識しておりますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと思います。

次に、雪下ろし費用の助成制度につきましては、現時点で市独自の助成制度の創設は考えておりませんが、高齢者世帯への雪下ろし支援体制の構築が急務であることから、行政も一体となった地域の支え合いによる支援体制を念頭に置きつつ、業者に対して協力支援を働きかけるなど、計画的に、または緊急性がある場合は優先的に雪下ろしを行えるよう調整してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、雪対策につきましては、昨日の茂木議員の質問にもお答えしましたとおり、従来からの雪対策の延長では立ち行かなくなっているという強い危機感を感じていることから、将来を見据えた総合的な計画を新たに作成したいと考えており、来年度にその課題の検証や中・長期的な視点に立った持続可能な雪対策など、部局横断的な体制で検討し、議員がおっしゃるこの雪下ろしの問題についても、この中で検討してまいりたいと思っております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） 雪下ろしの費用助成の問題では、市独自としては今のところやる予定はないと、やらないというふうなご答弁でありました。

間口助成は全市に広がって利用者が429世帯というふうな方々で、この利用対象は80歳以上とかなる高齢世帯を対象にして、近所にいろいろ支援体制がないような方々を対象としてやっているものなのでありまして、大曲地域だけではなく全市的にこうした間口除雪も十分需要が高まっているようでもあります。

こうした方々は、では雪下ろしはどうされているのかというふうなことでは、やっぱり業者に頼んでやってもらっていると。その頼む資力がない場合には、自分から上がっ

てやっているというふうなのが状況なので、それが秋田県内で除雪にまつわる死亡事故例で高齢者が非常に多いというふうなことの問題になっていると思いますので、そうした事故者を絶対生み出さないというふうなことで、今じゃあその答弁の中でおっしゃった、その業者も含めた支え合い体制による業者の協力支援というふうなもので、今のこの高齢者世帯の雪下ろし問題に間に合うような状況になっているのかどうかというふうなことを考えたために、私はそういった体制が確立されるまでの間、低所得者への雪下ろし費用の助成というふうなものを検討すべきではないかというふうなことを提案したわけですので、その点少し、考えをお聞かせ願いたいと思います。実際に業者の方では、大変今冬は、もう3週間も4週間も待たなければ来てくれなかったというふうなことがあちこちから聞かれるわけでありまして、それなりにその業者の皆さんも大変なこの雪下ろし作業に負われて、ものすごい疲労困憊の状態になっているというふうなのが実態でありますので、こうした体制を待ってて今の高齢者世帯増加に十分間にあうのかと、追いついていけるのかというふうなことで私はこの助成を要請したのでありますので、もう一度その点をちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 昨日来言っておりますけれども、私ども今、危機感を持っているというふうに答えております。その中に全体を検討しないと、この部分だけやればいいという問題じゃないという、そういう危機感で今、対応を考えているところであります。もちろん市職員で、これは一番そういう意味では我々、豪雪の先進地でありますので、他のところを見るまでもなく我々市職員で考えていきますけれども、いわゆる協力していただいている業者団体の皆さん、あるいはその地域のそういう福祉的な見守りの要になっている皆さん、そういう人たちの意見も十分聞きながら、本当に高齢者社会、そして過疎地帯の中で、この雪の問題をどうやっていくんだかということを実際にやってみたいというのが我々市役所の今の危機意識であります。ですから、雪下ろし一つとってみても、もちろん費用がなかなか捻出しにくい人だけの問題ではなくて、一定の所得があってもちょっと立て込んだところだと、ちょっとした雪下ろしを頼むと一日10万円単位でいきます。今年のように3回も4回もやらなきゃならないということになりますと、そういったことに対してもう一回その何らかのその税の控除的なものであるとか、あるいはその、国がもう少し補填してくれないとか、こういったことも含めていろいろ考えながら豪雪で苦しむ我々と同じような状況のところは全国に一つのグループとし

て自治体で会を持っていますので、そういう皆さんも大体ほぼ共通の認識を持っていると思いますので、そういう全体とも一緒に動きながら我々これからの大仙市にとって、こういう体制を整えなきゃならないということ、この中にも当然雪下ろしの人員の問題、要員の問題等も入ってくると思います。そういう様々なものを何とかその組み立てておかなければならない、そういう時代、時期に来ているのではないかなという問題認識で取りかかせていただきます。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） 雪下ろしも含めた高齢者等冬期対策、大仙市のそうした冬期生活の確保という点での総合的にいろいろ体制を構築していくというふうな立場なのだというふうには考えましたけれども、雪下ろし費用については質問でも申し上げましたように、そして答弁でも社協で実施している、非常に利用もされているというふうなことなのでありますが、社協に頼れというふうなことは、社協に頼って、各支所でもそうした社協を頼ってやれというふうなことは私は言える問題ではないというふうなことで、市として今、きゅうきゅう必要なそうしたこの除雪費用の、雪下ろし費用の要望を申し上げたまででしたので、是非そうした雪下ろしの費用という問題にも含めて今後の体制整備の中で検討願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鎌田 正） これは要望ですな。

○2番（佐藤文子） はい。

○議長（鎌田 正） 次に、3番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子） それでは、重大な局面を迎えておりますT P P問題についてお尋ねをいたします。

安倍晋三首相は、22日、アメリカオバマ大統領との首脳会談を行いました。安倍首相は、日本の経済主権を投げ捨て、食と農をはじめ日本の産業と国民生活のあらゆる分野に深刻な打撃となるT P P（環太平洋連携協定）交渉参加に大きく踏み出す意向を示しました。T P P参加は国論を二分する大問題でもあるにもかかわらず、国会をはじめ国内での国民的議論の場で態度を明らかにすることなく、日米首脳会談という場所で交渉参加に踏み出したことは許されない問題だと思います。

安倍首相はＴＰＰについて、聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったとしておりますが、発表されたＴＰＰに関する日米共同声明では、回りくどく書いておりますけれども、その中身は、結局ＴＰＰは全ての物品が交渉の対象とされ、関税と非関税障壁の撤廃が原則であることが明記されているわけであります。これを聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になったなどというのは、国民を欺くものにほかなりません。

また、交渉の場で例外を主張することは認めるというような内容もありますけれども、これは聖域が確保される保証は何もないわけであります。こんなごまかしで国民への公約を投げ捨て、農業や医療、食の安全をはじめ広範な分野で地域経済と国民生活に深刻な打撃となるＴＰＰ推進は、絶対に許されないと 생각합니다。

全国では、交渉参加反対の声が農林水産関係者、医師、消費者、女性団体、自治体関係者など各界各層に急速に広がっております。

そこで伺いますが、まず栗林市長は、この交渉参加に大きく踏み出すというこの重大な局面を迎えたＴＰＰ問題と安倍晋三首相の一連の対応について、どのような思いで見られるのか伺いたいと思います。

２つ目には、国内屈指の米の生産地大仙市の市長として、この際、市民、団体の皆さんと一緒に、政府と政権政党に対し、ＴＰＰ参加阻止の要請行動を一緒に行う考えはないかどうかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田 正） ３番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問のＴＰＰ問題についてお答え申し上げます。

はじめに、安倍首相の一連の対応についてであります。この問題については平成２２年１０月の臨時市議会において、当市議会は県内でいち早く「ＴＰＰ締結反対」の決議の意見書を可決しておりますし、また、１２月に開催されたＪＡ秋田おぼこ主催の「農業危機突破生産者大会」でも決議された「ＴＰＰに断固反対する決議」、この集会には市も出席しておりますので、この立場は現在も変わっておりません。

ＴＰＰに参加した場合、日本の農業をはじめとして極めて厳しい状況になることは、これまでの議論で明らかであり、特に米に大部分を依存する大仙市においては、その影響は計り知れないものと考えております。さらには、日本の食料自給率の大幅な低下、耕作放棄地の増大、農村環境への悪影響、また、医療保険、金融など農業以外の多くの

領域への影響も避けられないと思いますし、社会制度の変更も迫られるかも知れません。国民生活が大変な事態になりかねないというそういう懸念を今でも持っております。

これまでT P P参加による影響については、政府として統一した試算の情報等が国民に公表されていない中で交渉に参加することは、農業だけではなくて農業農村社会、あるいは様々な問題について大変な不安に思っているところであります。

次に、T P P参加阻止の要請行動の参加についてであります。安倍首相が訪米したことでT P P参加への動きがますます強くなってきておりますし、アメリカとのああいいう形での一定の高揚をしている以上、この参加問題についてはほぼ決着がつけられたのではないかと、残念ながらそういうふうに思います。参加・不参加を決めるのは政府でありますので、政府が参加をするということであれば、その中でどう国益を守っていくかということ、我々はやっぱり真剣に考えていかなきゃならないのではないかなと思っています。国益を守るためには、国会においてしっかりと議論をしていただき、的確な判断をしていただくよう、国会議員に強く働きかけていくという方法を考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） そういうふうに踏み出すというふうなことを日米共同会談で決めてきたようなことなわけですけれども、現実問題、まだ決着はまだこれからであります。そういうふうな意味で、国会でのこの前の選挙に、なんと自民党の候補者の当選した議員の65%に当たる205名が公約として参加反対というふうなことをしっかりと掲げて当選されているわけでありまして、いま一度ここで公約を守れというふうなこと、そして安倍首相にT P P交渉参加絶対反対という立場での要請行動というふうなものは、決してこの決着をついたのではなく、決着させないようにするための意義ある行動だというふうに考えます。安倍首相はT P Pという、いわゆる日本の食料、国民の命をつなぐ食料というふうなものをアメリカに明け渡し、そして医療や保険という命を明け渡し、まさしく日本国家の心臓部に当たるあの安倍晋三さんは、国家主権を投げ出したというふうなことなわけで、これは絶対許さないということを諦めずにやっていかなきゃいけないのではないかと、いうふうなことを強く求めたいと思います。栗林市長は、事あるご

とにこのT P Pについては悪いものだというふうなことをはっきり言明し、行動をとってきたと思います。そういう意味で、いま一度ここでは是非そうした行動をご一緒にしていこうではないかというふうなことを申し上げたかったわけでありまして。その後、宮城県議会、あるいはまた、J Aの万歳中央会会長さん、そういったところでの強い要請行動が繰り広げられており、大変なこのT P P参加阻止のための行動は、ますます強くなっているわけですので、大仙市としては大いにこうした行動に参加して、このT P P参加を阻止するというふうなことを最後まで貫いていただきたいものだと思います。少し答弁できるのであれば伺いますが、この辺で。

○議長（鎌田 正） 市長、お願いします。

○市長（栗林次美） 確かに最後まで反対という意思表示をしていくことが大事だと思いますけれども、ただそれだけでは物事がやっぱり、我々が抱えている物事は解決していきませんので、私はゼロか100かというやり方はとらないというふうにしております。ここまでくれば、やはりその交渉の中でどういう国益を守れるかということをしつこくやるということ意外、私は残された道はないのではないかと考えています。ガット・ウルグアイラウンド、W T Oの切り替えのときに、私まだ若いでしたから、ゼロ百運動やりましたけれども、結局何も残りませんでした。やっぱり国際交渉というのは、やっぱりしたたかに、やっぱりその場にそういう状況になったときにとれるものはとるということにしていかないと、その後が大変になるんだなという、そういう経験をさせていただきましたので、今回のT P Pの交渉については、ここまでくればあとはゼロということはありませんので、その中で我々の地域社会、農業をどうしていくかということに、やっぱり頭を切り替えていかなければ市長としての責任できないのではないかなと、そういうような腹のくくり方をして答弁させていただいています。

○議長（鎌田 正） 次に、4番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子） 質問の最後に、就学援助対象範囲の拡大について要望いたします。

就学援助の対象であります要保護と準要保護児童生徒は、当市においても年々増加しております。

文部科学省は、平成22年4月から就学援助の対象範囲、いわゆる支給品目にクラブ活動費、生徒会費、P T A会費の3つを追加する要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正を行い、各都道府県教育委員会教育長に通知しておるようです。

当市の就学援助支給品目は、平成24年度当初予算説明書によりまして、学用品費、通学用具、校外活動費、通学費の一部または全部となっており、この22年に追加されたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費は含まれていないようであります。

さて、準要保護者は要保護者に準ずる程度に困窮していると市が認めた者でありますので、その支給にあたっては要保護と格差があってはならないと思うわけではありますが、改正要綱に則り、当市でも就学援助対象範囲にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を含めるよう求めるものであります。見解をお聞かせ願います。

○議長（鎌田 正） 4番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の就学援助対象範囲の拡大については、教育委員会から以前から協議を求められておりましたので、私から答弁させていただきます。

平成22年4月1日付け要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正についての文部科学省の通知は、県教育委員会を通じて平成22年5月17日付けで大仙市教育委員会で受けております。

この通知では、平成21年7月31日の「教育安心社会の実現に関する懇談会報告」において、就学援助の対象範囲の拡大、これは生徒会費、部活動等——が範囲が示されたことから、要保護児童生徒援助費補助対象費目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されたことに伴い、交付要綱の補助対象事業を改正するものであります。

つまり、新学習指導要領において部活動も学校教育の一環として位置付けられたことや生活保護において部活動に要する経費や生徒会費及びPTA会費も教育扶助の対象であることを踏まえた考え方であります。

この通知を受け、大仙市として準要保護児童生徒の3費目を援助対象とした場合の試算をするとともに、県内市町村の対応状況を把握いたしました。状況としては、平成22・23年度当時は、この3費目を援助対象にした県内の市はありませんでした。平成24年度は秋田市のみが生徒会費を援助対象としている状況と伺っております。

また、準要保護児童生徒のこの3費目に対する納入状況を各学校に聞き取らせていただきました。平成24年10月現在での準要保護児童生徒の3費目における納入状況としては、対象児童生徒数479人において、未納者が3.5%、少し滞る場合を含めますと5.2%であります。

来年度の準要保護児童生徒はおよそ509名と見込んでおりますが、援助対象費目は

学用品費や通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費として予算を計上しております。

議員ご指摘のクラブ活動費につきましては、学校によって希望加入制であることやクラブ・部活動が運動部または文化部、またその種目ごとにより補助事業で規定されているところの児童生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費の算定が難しい状況にあります。

つきましては、生徒会費やP T A会費の一律に負担すべき経費におきましては、今後、予算積算単価や生活保護基準の見直しなども踏まえて、実施に向けて検討させていただきたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） 生徒会費、P T A会費については実施に向けて検討させていただくという答弁で、部活動に関しては各校それぞれまた強制的に入っているところ、入っていないところ、いろいろあるわけなのでしばらく考えさせてもらいたいというふうなことであります。

一つちょっと確認をさせていただきたいと思います。

いずれこの部活動、生徒会費、P T A会費、これらは要保護に対しては生活保護の教育扶助というふうな中で、これは教育の一環だというふうなことで22年度に位置付けられていて、また以前から既に支給されているというふうなことです。現在そうすれば要保護に対するこの3品目については、確実に教育扶助として補償されているというふうなことでよろしいのかどうかというのが1点と、またそうであるならば、この準要保護者への生徒のこの就学援助の内容、支給というふうなものが格差が、準要保護と要保護者への支給内容に格差が出ているというふうなことがはっきりしているわけです。ですので、そういった意味で生徒会費、P T A会費についてはやるというふうなことなのでありますけれども、この部活動、クラブ活動も教育の一環として認める要保護への教育扶助というふうなことを考えますと、クラブ活動も十分やりたい部活動がお金のあるなしによってできないというようなことのないような、そうした教育環境を整えるという立場の行政の財政支援というふうなものが必要かと思っておりますので、是非そういう

3品目を是非実現の方向で検討してもらいたいと思いますので、その2点もう一度伺います。

○議長（鎌田 正） 栗林市長。

○市長（栗林次美） ですからそういうことも含めて、3つ一遍にするのはなかなか難しく、まずできるものはきちっとやって、その部活動についてはやっぱりこうばらばらでしょう。みんなわかっているわけですよ。それが例えば千円とか千円って決まっていればいいんですけども、そういう状況でないのわかっていますので、そういう含みを含めて答弁申し上げたんですけども、ご理解いただけなかったんでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再々質問。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） おっしゃることはご理解させていただいております。

ただですね、いろいろこの国の示す要保護の就学援助の基準というふうなものが、それぞれの項目にありまして、きっちりと試算しようものならすぐにできるものなんですね。そしてその支給金額だとか支給品目というふうなものが、市が行ってそうした国の基準を参酌しながら市が決めるというふうなことなのでありますので、そういった意味で若干私の方で計算してみますと、この3品目合わせて、全てにこの3品目を要保護児童生徒にこの支給するとしても、1,026万円追加すれば、小・中合わせてですよ、合わせて1,026万追加すれば可能だと。現在の予算が2,300万程度の予算でありますので、そういうことからいうと、市の予算から考えれば十分これは子供たちの就学をきっちり保証するというふうなことから十分財政的にも十分可能だなというふうなことを申し上げたいと思います。

いずれ答弁にありましたPTA会費、生徒会費については検討するというふうなことで、この基準金額などももう既に示されているところでもありますので、割と早く積算もできようかと思いますが、いずれいつ頃を目指して実施しようということを考えられているのか、その辺もし答えられるようでありましたら最後にお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（鎌田 正） 栗林市長、かなり前向きな答弁だったけれども、もう一度お願いします。

○市長（栗林次美） 先程来答弁しているつもりなんですけれども、単にその予算、金額

の問題だけで私はないと思って、そのように答弁しているんですけども、これはこういう文科省でこういう整理をして、こういう通達・通知が来ている。ですけども実際は、どうもどこかで止まっちゃってたのではないかなというふうに私は認識しております。ですから県内の市町村の対応する動きというのは、ほとんどない状況であります。ですから、おそらく秋田市が一定の突破口を切ってくれておりますので、できればこういう問題についてはそれぞれそのはじき出す金額はそんな大きい金額でないとすれば、できれば秋田県の子供たち、準要の子供たちのところまで一定の基準、部活動費については一定の基準でもわかりません。そういうやり方でもいいですけども、少なくとも大体同じ時期にここまでは、秋田県で育つ残念ながら準要の子供たちについては、やっぱりそういうふうに足並みをそろえていくべきではないかなという認識をずっと持っていました。なかなか進まないの、教育委員会の方からきっちり調べていただいておりましたので、またこれ予算の方にははっきり出てませんけれども、何とかしたい、しなきゃならないのではないかなというように形でまとめたつもりであります。

いずれ部活動の関係についても、例えばそのどっか平均的なところとか、あるいはそういうところに線を置くというのも一つの方法だと思いますけれども、できればこれは秋田県全体の子供たちに対して恩恵が被るような制度になればいいなと思っています。

○議長（鎌田 正） これにて2番佐藤文子さんの質問を終わります。

【2番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦勞様でございました。

午後 2時31分 散 会